

少量危険物の貯蔵及び取扱いに関する運用基準 (本編)

名張市消防本部

概 要

1 趣旨

この運用基準（以下「運用基準」という。）は、名張市火災予防条例（平成 19 年条例第 3 号）（以下「条例」という。）第 46 条から第 57 条まで及び第 61 条に規定する指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準並びに貯蔵し、又は取り扱う設備の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

なお、この運用基準に定めのない事項については、名張市火災予防条例運用基準（平成 19 年消防本部告示第 11 号。以下「条例運用基準」という。）の定めるところによるほか、名張市消防本部危険物規制審査基準（平成 22 年 4 月 1 日制定。以下「危険物審査基準」という。）の例による。

2 用語の定義

運用基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- （１）「法」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- （２）「政令」とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- （３）「省令」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- （４）「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- （５）「危省令」とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- （６）「危告示」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省令告示第 99 号）をいう。
- （７）「規格省令」とは、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号）をいう。
- （８）「規則」とは、名張市火災予防条例施行規則（平成 19 年規則第 36 号）をいう。
- （９）「建基法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- （１０）「建基政令」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- （１１）「J I S」とは、日本産業規格をいう。

目 次

第 1	総 則	1
1	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の取扱い	1
2	同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定	7
第 2	指定数量未満の危険物貯蔵及び取扱いの基準 (条例第 4 6 条関係)	9
第 3	指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び 取扱いの技術上の基準 (条例第 4 7 条関係)	1 1
第 4	指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び 取扱いの技術上の基準 (条例第 4 8 条関係)	1 2
第 5	屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の 技術上の基準 (条例第 4 9 条関係)	2 7
第 6	屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の 技術上の基準 (条例第 5 0 条関係)	3 2
第 7	タンク (地下タンク及び移動タンクを除く) で貯蔵し、又は取り 扱う場合の技術上の基準 (条例第 5 1 条関係)	3 7
第 8	地下タンクで貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準 (条例第 5 2 条関係)	4 5
第 9	移動タンクで貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準 (条例第 5 3 条関係)	4 9
第 1 0	類別ごとに共通する技術上の基準 (条例第 5 4 条関係)	6 5
第 1 1	タンク等の維持管理 (条例第 5 5 条関係)	6 9
第 1 2	適用除外 (条例第 5 6 条関係)	7 0
第 1 3	同一場所で複数の危険物を取り扱う場合の基準 (条例第 5 7 条関係)	7 1
第 1 4	基準の特例 (条例第 6 1 条関係)	7 2
第 1 5	消火設備	7 3
第 1 6	標識 (名張市火災予防規則 (平成 1 9 年規則第 3 7 号) 第 5 条関係)	7 4

附 則

第1 総則

1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の取扱い

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、法第10条第2項に準じるものとするが、具体的には次の例による。

なお、指定数量の5分の1未満の危険物（以下「微量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

（1）屋外の場合

ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、敷地ごととする。施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、又は、防火上安全な距離を有する場合など、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする（図1-1）。



図1-1 耐火構造の建築物により隔てられている例

イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、タンクごととする。ただし、地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンクとする。

（ア）同一タンク室内に設置されている場合（図1-2）

（イ）同一の基礎の上に設置されている場合（図1-3）

（ウ）同一のふたで覆われている場合（図1-4）

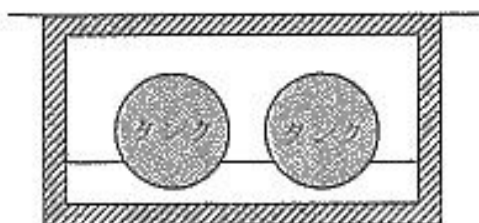


図1-2 同一タンク室内に
設置の例

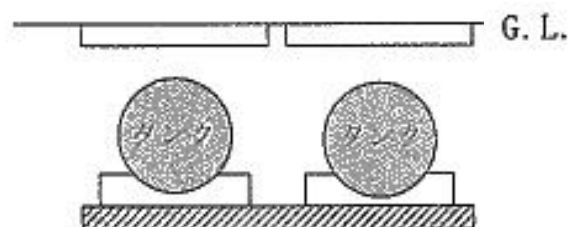


図1-3 同一の基礎の上に
設置の例

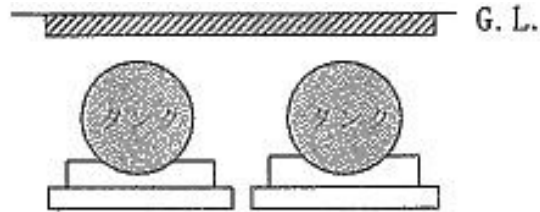


図 1 - 4 同一のふたで覆われている例

ウ タンクと設備が同一工程の場合

貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる（図 1 - 5）。

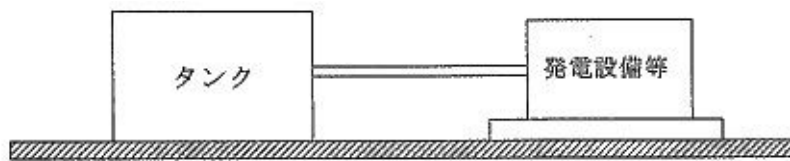


図 1 - 5 同一工程の場合

(2) 屋内の場合

原則として、建築物ごととする（図 1 - 6）。

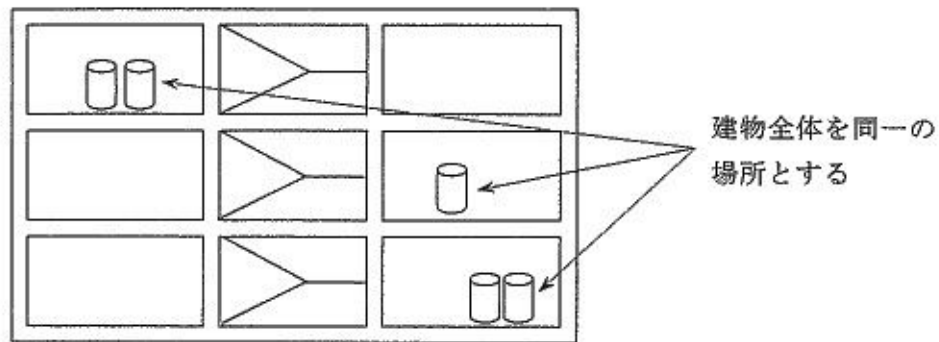


図 1 - 6 屋内の場合

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

ア 危険物を取り扱う設備の場合

次の（ア）又は（イ）による。

なお、危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置などをいう。

（ア）危険物を取り扱う設備が、出入口（防火設備）以外の開口部（換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料で他の部分と区画されている

場所（以下「不燃区画例」という。）（図 1－7）

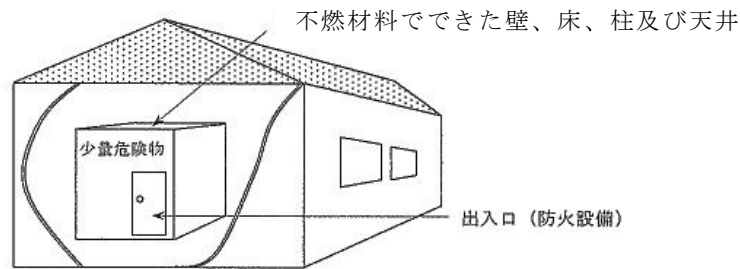


図 1－7 不燃区画例

なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接）して設けることは、原則としてできない。ただし、少量危険物貯蔵取扱所が相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りではない（図 1－8）。

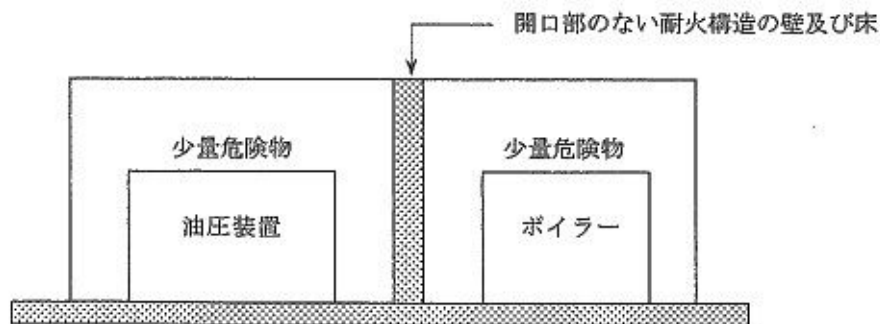


図 1－8 連続（隣接）して設ける場合の例

（イ）危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の附属設備を除く。）の周囲に幅 3 m 以上の空地が保有されている場所（以下「保有空地例」という。）。

- a 当該設備から 3 m 未満となる建築物の壁（出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。ただし、建築物の壁に随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）が設けられているものについては、この限りではない（図 1－9）。

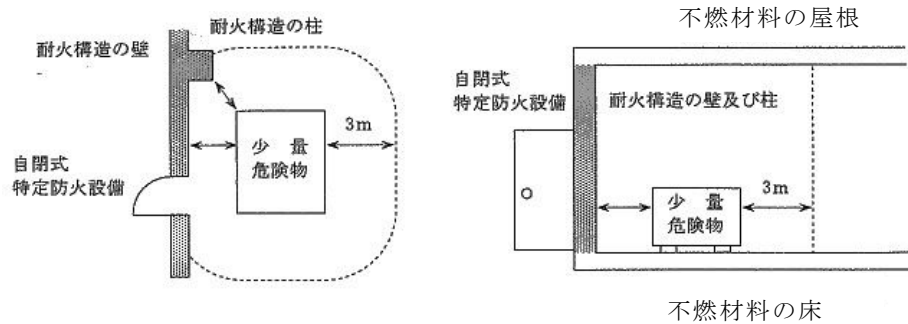


図 1 - 9 危険物を取り扱う設備から 3 メートル未満の位置に耐火構造の壁及び柱がある場合又は自閉式特定防火設備が設けられている場合の例

- b 空地は、上階がある場合にあっては、上階の床又は天井（天井がない場合は小屋裏）までをいう。空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。
- c 保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。
- d 複数の少量危険物貯蔵取扱所等を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない（図 1 - 1 0）。

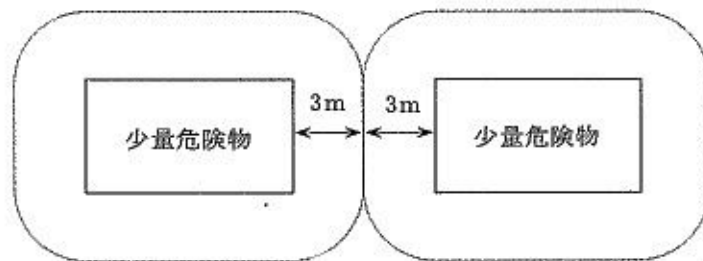


図 1 - 1 0 保有空地例により複数設置する場合

- イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
 - ア（ア）に規定する不燃区画例による。
- ウ 百貨店等で化粧品等の商品が陳列販売されている場合
 - 階ごとに防火上有効に区画された場所とする。
- エ 大学、研究所その他これらに類する施設における実験室、病院及び大規模防火対象物等における危険物の貯蔵又は取扱いの場合
 - （ア）ア（ア）に規定する不燃区画例による場所
 - （イ）階ごとに防火上有効に区画された場所
 - a 建基政令第 1 1 2 条第 1 項の防火区画（面積区画）がされた場所（図 1 - 1 1）

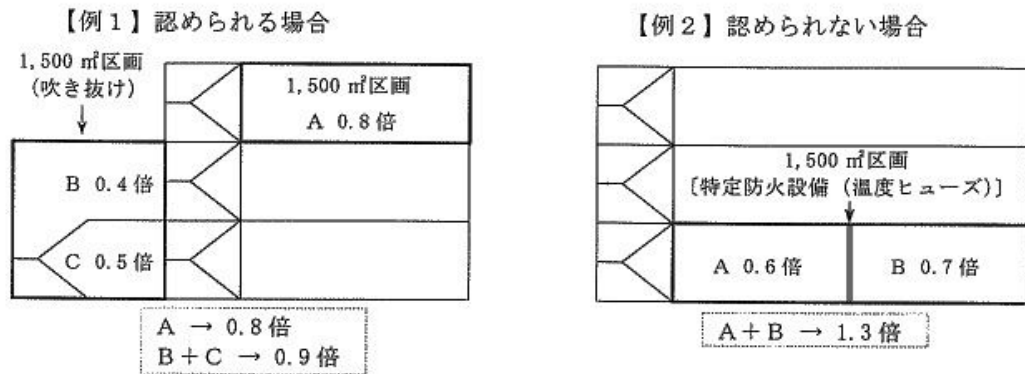


図 1 - 1 1 面積区画による場合

b 建基政令第 1 1 2 条第 9 項の防火区画（竪穴区画）がされた場所

オ 共同住宅において貯蔵し、又は取り扱う場合（階層住宅等の燃料供給施設を含む。）

管理権原者の異なる場所ごととする（図 1 - 1 2）。

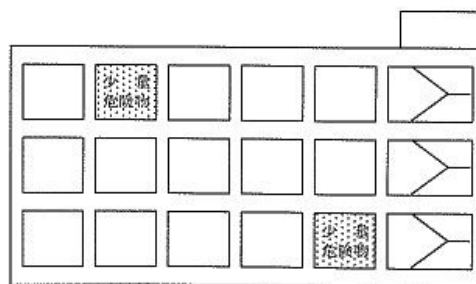


図 1 - 1 2 共同住宅等の場合

(3) 屋外の場合

原則として、屋上ごととする。次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととする。

ア 同一建物に屋上が 2 以上ある場合（図 1 - 1 3）

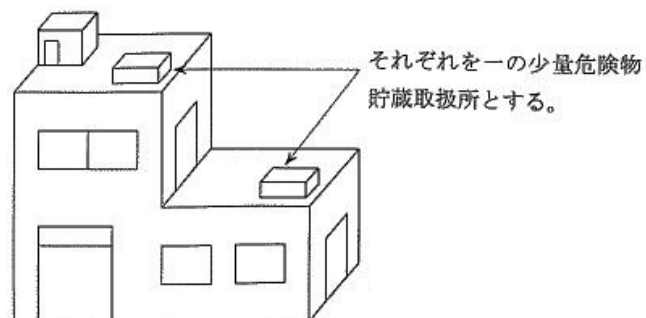


図 1 - 1 3 屋上に設置する例

イ (2) ア (イ) に規定する保有空地例による場合（危険物を取り扱う

設備は、ボイラー又は発電設備等の消費設備に限る。)

この場合は、保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。

なお、複数の少量危険物貯蔵取扱所を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない(図1-14)。

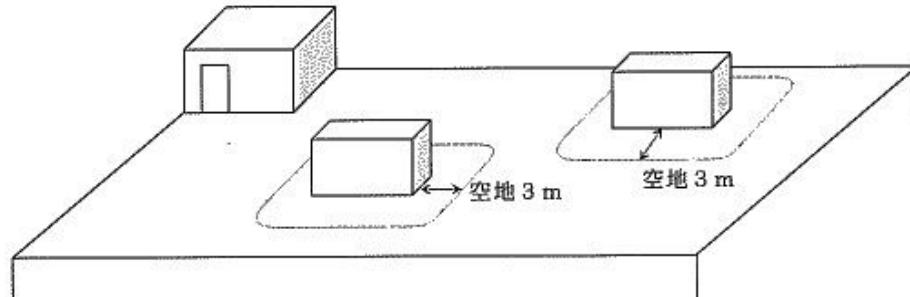


図1-14 保有空地例により複数設置する場合

(4) 特殊な場所の場合

ア 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、建築物ごととする(図1-15)。ただし、(2)ア(ア)に規定する不燃区画例による場合は、この限りではない(図1-16)。

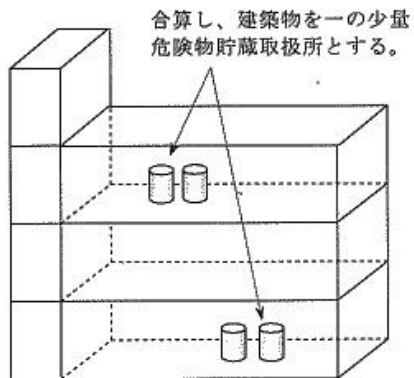


図1-15 新築工事中
建物の場合

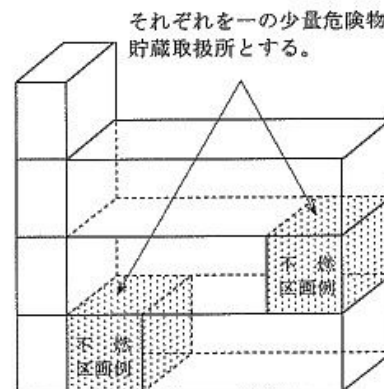


図1-16 不燃区画例
による場合

イ 建設現場等において土木建設重機等に給油する場合

土木建築重機等が工事のため移動する範囲ごととする(図1-17)。

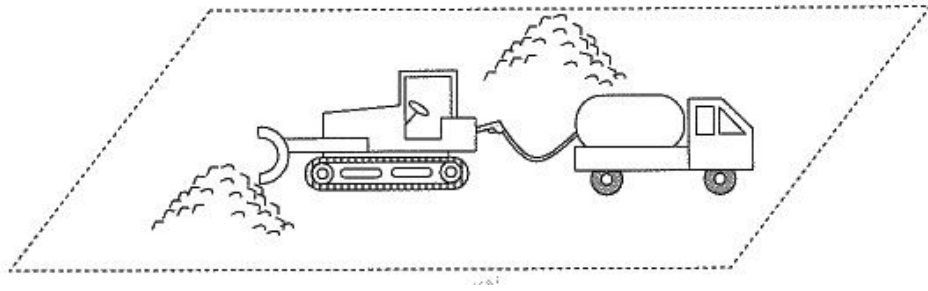


図 1 - 1 7 建設現場等で土木建設重機等に給油する場合

ウ シールド工事で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

立坑及び掘削機により掘削する場所ごととする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立坑を共有し、かつ、到達点が同一であるものは当該場所ごととする。

なお、掘削機等で貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点 100°C 以上のものを 100°C 未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合に限る。

2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の方法による。

(1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、次に掲げる場合は、それぞれ算定する。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日当たりの危険物の消費量が最大となる日の量又はサービスタンクに収容する量のいずれか大なる数量をもって算定する。

なお、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合は、算定に当たって合算する。

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄又は切削後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

(3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか多い方の量とする。

（4）算定から除外できる場合

ア 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油コンロ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

イ 建設現場等における土木建設重機等（指定数量未満の危険物を保有するものに限る。）の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。

第2 指定数量未満の危険物貯蔵及び取扱いの基準（条例第46条関係）

第46条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- （1） 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- （2） 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- （3） 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- （4） 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- （5） 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- （6） 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

【運用・解説】

- 1 条例第46条第2号に規定する「不必要な物件」とは、当該場所の作業工程において、必要でない物件をいい、可燃物に限るものではない。その具体的適用に当たっては、危険物の性質、数量及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の構造等の実態に応じ、火災予防の見地から判断すること。例えば、原料や製品を置くための台、作業をするための机等は、必要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出したあとの空箱等不要なものは、速やかに整理すること。
- 2 条例第46条第3号に規定する「必要な措置」とは、危険物の貯蔵及び取扱いの形態に応じた、容器の密栓、油槽のふた、バルブ等の開閉、戻り管、囲い及び小分けするときの受け皿の設置等及びこれらの適正な管理等をい

うものであること。

3 条例第46条第6号に規定する「必要な措置」とは、次の方法が考えられること。

(1) 容器を収納する戸棚、柵等は、容易に傾斜し、転倒し、又は落下しないよう固定すること。

(2) 容器の転倒、転落又は破損を防止するため、金属製又は木製の有効な柵、若しくは木枠、砂箱等による滑り止め等を設けること。

容器の滑り止めについては、次の例によるほか、柵等に固定する。

ア 容器1本ごとにセパレート型とする(図2-1)。

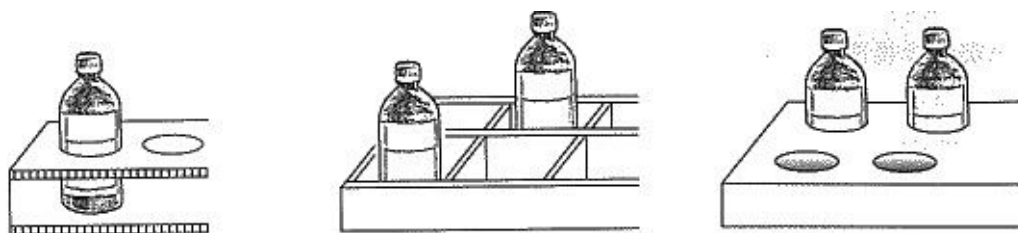


図2-1 一般的な容器の滑り止めの例

イ 容器の大きさに応じ、台にくぼみ等を設ける(図2-2)。



図2-2 くぼみによる容器の滑り止めの例

ウ 容器を砂箱内に収納する(図2-3)。

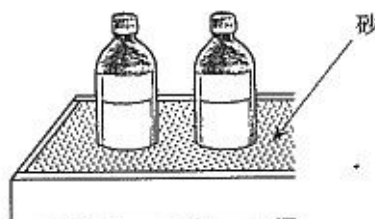


図2-3 砂による容器の滑り止めの例

(3) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品を同一の戸棚等で貯蔵しないこと。ただし、接触又は混合を生じない距離等があるときは、この限りではない。

第3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（条例第47条関係）

第47条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第55条までに定める技術上の基準によらなければならない。

【運用・解説】

1 少量危険物の貯蔵、取扱い場所の範囲

少量危険物の貯蔵、取扱い場所の範囲については、前述の総則を準用するとともに、原則として建築物内で貯蔵し、又は取り扱う場合は棟単位とし、屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合は一連の工程をもって一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

なお、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備又は場所が建築物内の他の危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備又は場所と関連がなく、かつ、次のいずれかに適合している建築物内に設置される場合には、当該設備又は場所を一の貯蔵、取扱い場所として差し支えないものであること。

（1）壁、床、はり及び屋根が不燃材料で造られた建築物において、床に固定された危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管等を除く。）の周囲に幅3m以上の空地（以下「屋内空地」という。）が保有されていること。

なお、屋内空地においては、危政令第9条第1項第2号に規定する保有空地とは異なり、他の少量危険物貯蔵取扱所と共有することは認められないものであること。したがって、一の建築物内に隣接して少量危険物貯蔵取扱所を設置する場合の相互間には、6m以上の屋内空地が必要となる。

（2）当該設備から3m未満となる建築物の壁（自閉式特定防火設備）が設けられている出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造で造られている場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。

第4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（条例第48条関係）

第48条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- （1） ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
- （2） 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
- （3） 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- （4） 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- （5） 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。
- （6） 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- （7） 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- （8） 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- （9） 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- （10） 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。

- (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
- (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。

- (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）別表第3、液体の危険物にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。

- (17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル）を超えて積み重ねないこと。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗

料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

(4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

(6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

(7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

(8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないもので

あること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

【運用・解説】

1 条例第48条第1項第2号に規定する「他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法」とは、危険物等の焼却による周囲への火災危険の発生、黒煙による汚染又は土中に埋没することによる井水への流出等によって、他に人的又は物的損害を及ぼさないような方法で処理することをいう。

2 条例第48条第1項第3号に規定する「危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行う」とは、温度又は湿度の変化により、酸化又は分解等を起こすおそれがないように、適正温度又は湿度を保つために遮光、換気を行うことをいう。

「遮光」とは、直射日光に限らず光をあてない措置を講ずることをいう。

「換気」とは、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないことをいう。

3 条例第48条第1項第4号に規定する「その他の計器」には、液面計、流速計、流量計、導伝率計、回転計及び電流計等があること。また、「計器の監視」は、次に掲げる方法によること。

(1) 計器の監視は、危険物の貯蔵取扱形態の実態に応じた方法で行うこと。

(2) 計器類が多数設置されている施設にあっては、集中監視できる方法を指導すること。

4 条例第48条第1項第5号に規定する「必要な措置」とは、不必要な長期

貯蔵をしないことをいい、このほかに、例えば、危険物を取り扱う設備にふたをすること、タンク等への誤注入防止のため明確に区分し、明記しておくこと等が考えられるものであること。

5 条例第48条第1項第6号に規定する「完全に除去」とは、加熱又は溶剤等の使用により、危険物又は危険物の蒸気が全く存在しないようにした状態をいう。完全に除去できない場合は、不燃性のガス又は水等で置換、封入等の措置を講じるものであること。

6 条例第48条第1項第7号に規定する「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等の可燃性のものをいう。

「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他可燃性粉じん、で、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発のおそれがあるものをいう。

「電線と器具とを完全に接続」とは、防爆構造をいう。

「火花を発する機械器具、工具、覆物等」には、次に示すものがあること。

(1) 機械器具

溶接機、グラインダー、フォークリフト等の使用に伴い、必然的に火花を発するもの又は火花を発するおそれのある電気機器等

(2) 工具、履物等

ゴム製ハンマーや防爆用安全工具（ベリリウム銅合金、木ハンマー等）以外のものをいい、鉄ハンマー、底に鉄びょうのあるくつ等、衝撃により火花を発するものをいう。

7 条例第48条第1項第8号に規定する「保護液」とは、空気中の酸素や水分に接触させると著しく危険な状態となる危険物を保護するための液をいい、保護液中に保存する危険物は次のようなものがある（表4-1）。

表4-1 保護液中に保管する危険物の例

危険物	保護液
黄りん	水
金属ナトリウム 金属カリウム	液体炭化水素類 (灯油、軽油等)
二硫化炭素	水
ニトロセルロース	水、アルコール等

「露出しないようにする」には、容器の外部から目視できる場合は常に確認できる場所に保管し、目視できない場合には定期的に保護液の量を確認し、及び補充することが必要である。

8 条例第48条第1項第10号に規定する「温度が局所的に上昇しない方法」とは、次の方法がある。

- (1) 直火を使用しない方法
- (2) 熱源と被加熱物とを相対的に動かしている方法
- (3) 被加熱物の温度分布に偏りを生じさせない方法

9 条例第48条第1項第11号に規定する「防火上安全な場所」とは、不燃材料等の塀で区画された場所及び火気、火花を発生するおそれのない場所等防火上安全な場所（引火源となるもののない場所）で、かつ、通風や換気が有効に行われているものをいう。

10 条例第48条第1項第12号に規定する「防火上有効な隔壁」とは、小屋裏に達する準耐火構造（建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造のうち、下地が不燃材料のものに限る。）の壁をいう。当該壁に開口部を設ける場合は、出入口にあつては、随時開けることができる自動閉鎖の防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）とし、その他のものにあつては防火上有効なダンパー等を設けること。

「区画された場所等安全な場所」とは、上記の壁で区画されている場所のほか、次の場所をいう。なお、電気器具等は、防爆を要求する。

- (1) 塗装ブース又はウォーターカーテン等を設け、危険物の蒸気等が、塗装場所以外の場所へ拡散しない場所
 - (2) 屋外であつて、火源等から安全と認められる距離を有している場所
- 11 条例第48条第1項第13号に規定する「危険な温度に達しない」方法とは、次に掲げる方法がある。

- (1) 焼入油の容量を十分にする方法
- (2) 循環冷却装置を用いる方法
- (3) かく拌装置を用いる方法
- (4) 冷却コイルを用いる方法
- (5) その他上記と同等以上の効果があると認められる方法

「危険な温度」とは、引火点から50℃を差し引いた温度以上の温度が

該当する（表４－２）。

表４－２ 熱処理油の引火点

種類		用 途	引火点 (℃)	燃焼点 (℃)
１ 種	１ 号	焼入れ硬化しやすい材料の焼入れ用	180以上	200以上
	２ 号	焼入れ硬化しにくい材料の焼入れ用	170以上	190以上
２ 種	１ 号	120℃内外の熱浴焼入れ用	200以上	220以上
	２ 号	160℃内外の熱浴焼入れ用	250以上	280以上
３ 種	１ 号	湯温150℃内外の焼き戻し用	230以上	250以上
	２ 号	湯温200℃内外の焼き戻し用	280以上	310以上

- １ ２ 条例第４８条第１項第１４号に規定する「可燃性の蒸気の換気をよく」する方法とは、低所に排出設備等を設けること等をいう。

「廃液をみだりに放置しないで安全に処置する」とは、廃液を容器に密封して貯蔵する等不必要に蒸気を発生させず、また、油分離装置、中和装置等の設備を設け、危険物の流出を防止すること等をいう。

- １ ３ 条例第４８条第１項第１５号に規定する「逆火」の防止方法とは、バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃性ガス等を除去する方法（プレパージ）、バーナーの燃焼を止めた後、一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃性ガス等を除去する方法（ポストパージ）等がある。

「危険物があふれないようにする」方法とは、燃料をポンプで供給している場合の戻り管の設置、炎監視装置によりバーナーの不着火時における燃料供給停止等による方法がある。

- １ ４ 条例第４８条第１項第１６号に規定する「危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合」は、次による。

（１）危険物を収納し、又は詰め替える容器は、容積又は重量にかかわらず同項第１６号の基準が適用となる。

（２）内装容器の表示については、次による。

ア 表示を要する内装容器等（図４－１）

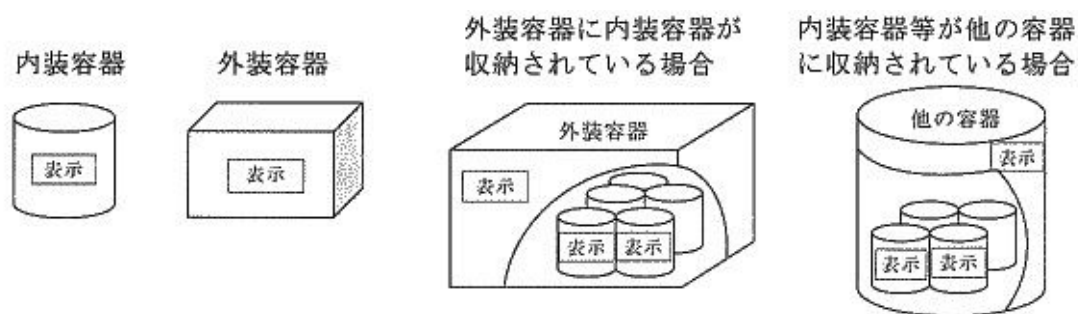


図 4 - 1 表示の例

イ 内装容器等の表示方法（表 4 - 3）

表 4 - 3 内装容器等の表示方法

条 文	収納し、又は詰め替える危険物及び 内装容器等の最大容積	品 名 危険等級 化 学 名 水 溶 性	危険物 の数量	注意事項
危省令第39条 の 3 第 2 項	・ 危省令別表第 3、3 の 2、 3 の 3 及び 3 の 4 による。	要	要	要
危省令第39条 の 3 第 3 項	・ 第一、二、四類（危険物等級 I の危 険物を除く。）の危険物 ・ 最大容積500ml以下	通称名	要	同一の意味 を有する他 の表示
危省令第39条 の 3 第 4 項	・ 第四類の化粧品（エアゾールを除 く。） ・ 最大容積150ml以下	不要	要	不要
	・ 第四類の化粧品（エアゾールを除 く。） ・ 最大容積150mlを超え300ml以下	不要	要	同一の意味 を有する他 の表示
危省令第39条 の 3 第 5 項	・ 第四類のエアゾール ・ 最大容積300ml以下	不要	要	同一の意味 を有する他 の表示
危省令第39条 の 3 第 5 項	・ 第四類の危険物のうち動植物油類 ・ 最大容積2.2l以下	通称名	要	同一の意味 を有する他 の表示

（3）「これと同等以上の強度を有すると認められる容器」には、次のものが

ある。

ア 危告示第 6 8 条の 2 の 2 に掲げる容器

イ 危告示第 6 8 条の 3 の 3 に定める容器

- 1 5 条例第 4 8 条第 1 項第 1 7 号に規定する「収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合」の高さは、地盤面又は床面から容器の上端までの高さをいう（図 4 - 2）。

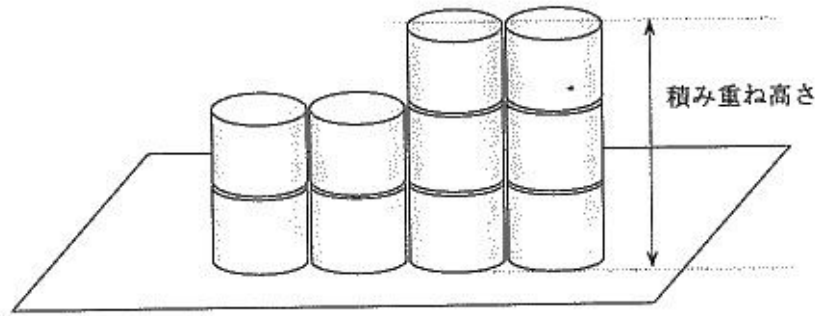


図 4 - 2 容器の積み重ね高さ

- 1 6 条例第 4 8 条第 2 項第 1 号に規定する「危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標示した標識」とは、移動タンク以外のものにあつては、大きさが幅 0. 3 m 以上、長さ 0. 6 m 以上の地が白色の不燃性の板に黒字の文字で「少量危険物貯蔵取扱所」と記載したものをいう。

標識、掲示板は、出入口付近等の外部から見やすい位置に設けると共に、その材質は、耐候性、耐久性があるものとする。また、その文字は、雨水等により容易に汚損したり消えたりすることがないものとする。

なお、標識、掲示板は、施設の外壁又はタンク等に直接記載することができる。

移動タンクの標識は、車両の前後から確認できる見やすい位置に設ける。この場合、必ずしも 2 箇所には設ける必要はない。

- 1 7 同一場所で貯蔵し、取り扱う数量の算定は、貯蔵する全量と取り扱う全量を比較していずれか大なる方を量とする。
- 1 8 条例第 4 8 条第 2 項第 1 号に規定する「防火に関し必要な事項」とは、危省令第 1 8 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の例により、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じたものをいう。
- 1 9 条例第 4 8 条第 2 項第 2 号に規定する「漏れ、あふれ又は飛散することができる構造」とは、通常の使用条件に対し、十分余裕をもった、容量、強

度、性能等を有するように設計されたものをいう。

「漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」とは、二重缶、二重配管、リターンライン（戻り配管）、波返し、オーバーフローライン、フロートスイッチ、ブース、受皿、囲い、逆止弁、ふた等又は電磁閉止弁等の制御装置及び混合装置又は攪拌装置等に設ける飛散防止用の覆い等の設備をいい、リターンライン及びオーバーフローラインの配管については、機器又はタンクのフィールドラインより配管の大きい口径（概ね1.5倍以上とする。）の配管を使用すること。

危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けた例は、次のとおりである（図4-3から図4-6まで）。

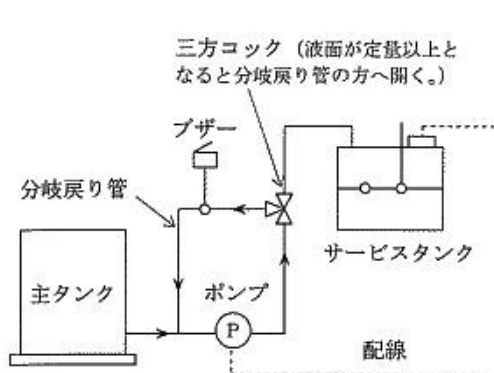


図4-3 分岐装置

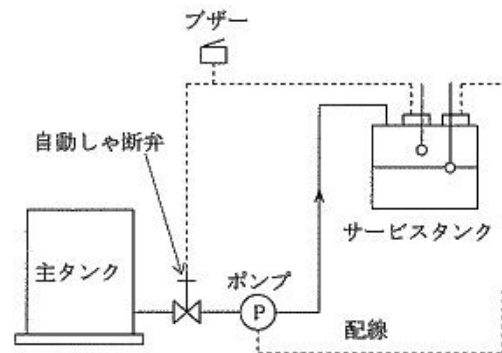


図4-4 二重フロートスイッチによる遮断弁

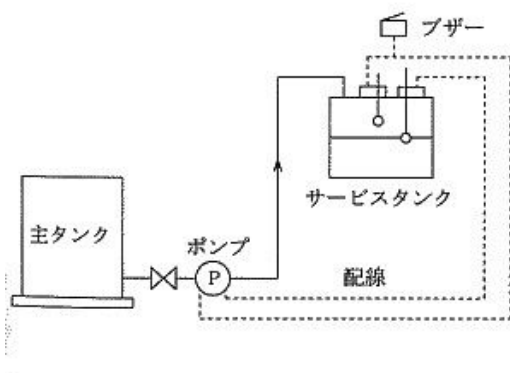


図4-5 二重フロートスイッチによるポンプ停止装置

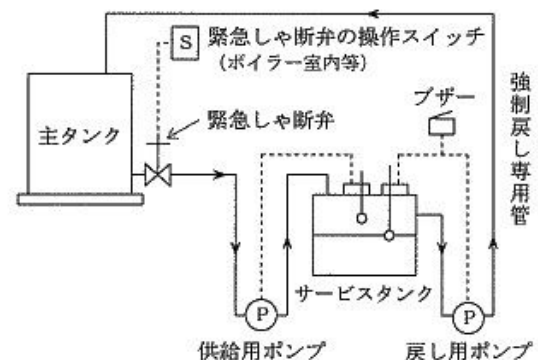


図4-6 強制戻り専用管及び緊急遮断弁

20 条例第48条第2項第3号に規定する「温度測定装置」とは、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の貯蔵、取扱い形態、危険物の物性及び測定温度範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、温度変化を正確に把握できるもの

をいう。

2 1 条例第48条第2項第4号に規定する「防火上安全な場所」とは、直火の設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画されている場合をいう。

「火災を防止するための附帯設備」については、以下の例がある。

(1) 危険物の温度をその危険物の引火点以下に自動的に制御できる装置又は機構のもの

(2) 引火又はいつ流着火を防止できる装置又は機構のもの

(3) 局所的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構のもの

2 2 条例第48条第2項第5号に規定する圧力計については、次の条件を満たすものとする。

(1) 常時、圧力が視認できるもの

(2) 最大常時圧力の1.2倍以上の圧力を適切に指示できるもの

2 3 条例第48条第2項第5号に規定する「有効な安全装置」とは、自動的に圧力の上昇を停止できる装置、減圧弁でその減圧側に安全弁を取り付けたもの、警報装置で安全弁を併用したもの等のほか、タンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、その取り付け位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を噴出さない位置とする。

2 4 条例第48条第2項第7号に規定する「電気工作物に係る法令の規定」とは、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商通産省令第52号）をいう。

「電気設備」については、危険物審査基準別記12「電気設備及び主要電気機器の防爆構造」の定めるところを準用する。

2 5 条例第48条第2項第8号に規定する「静電気が発生するおそれのある設備」とは、引火点70℃未満の可燃性液体又は可燃性微粉等の危険物を取り扱う設備とし、静電気の除去方法は、次によること。

(1) 静電気の発生するおそれのある機器又はタンクは、導線等で相互に接続し、及び架台又は架構の一部を導線等の代替とする場合は、架台又は架構の床、柱、はり等の金属部分を相互に接続し、接地極に接続、接地すること。

(2) 接地抵抗値は、100Ω以下とすること。

- (3) 静電気除去用の接地極は、避雷設備の接地極と共用することができる。
- (4) 室内湿度が75%以上の場合で危険物を取り扱う温度が室温より低いときは、接地しなくてもよいものとする。

26 条例第48条第2項第9号に規定する配管材料は、次表に掲げるものとする。ただし、危険物を取り扱う配管等、その性質により配管を腐食されるおそれのある場合で、周囲及び使用状況等により、硬質塩化ビニル管を使用することができる(表4-4)。

表4-4 配管材料

規格番号	種 類	記 号
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS
JIS G 3103	ボイラー及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	SB、SB-M
JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
JIS G 3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
JIS G 3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	SPTY
JIS G 3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUS - TP
JIS G 3460	低温配管用鋼管	STPL
JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	SUS-HP
JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	STP-CP
JIS G 4312	耐熱鋼板	SUH-P
JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管	C-T、C-TS
JIS H 3320	銅及び銅合金溶接管	C-TW、C-TWS
JIS H 4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A-TES、A-TS、A-TDS
JIS H 4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW、A-TWS
JIS H 4630	配管用チタン管	TTP

JPI-7S-14	石油工業配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	PSW
API 5L	LINE PIPE	5L
API 5LX	HIGH TEST LINE PIPE	5LX

注 1 J P I は日本石油学会の規格

注 2 A P I は米国石油学会の規格

2 7 強化プラスチック製配管を使用する場合には、危険物審査基準別記 2 「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック配管に係る運用」の定めるところを準用するものとする。

2 8 危険物配管途中においては、原則として、危険物の流れの確認又は内容物の目視検査等のためのサイトグラスを使用することは認められない。ただし、耐圧及び耐熱性を有する強化ガラスを使用し、ガラスの破損防止のための保護カバーを取り付ける場合にあっては、この限りでない。

2 9 「配管の外面の腐食を防止するための措置」については、次によること。

(1) 地上に設置する配管は、さびどめ塗装によること。ただし、J I S G 3 4 5 2 (配管用炭素鋼鋼管)のうち、白管、J I S G 3 4 5 9 (配管用ステンレス鋼鋼管)、J I S H 4 0 8 0 (アルミニウム及びアルミニウム合金継目管無)、J I S H 4 0 9 0 (アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管)、J I S G 4 3 0 4 (熱間圧延ステンレス鋼鋼管)及び J I S G 4 3 0 5 (冷間圧延ステンレス鋼鋼管)の配管材料を使用する場合並びに配管を加熱、冷却、保温又は保冷等をする場合において、外側を鋼製の物質で保護する場合は、配管に外面の腐食を防止するための塗装を省略することができる。

(2) 地下に設置する配管は、電氣的腐食のおそれのある場所においては、塗覆装又はコーティング及び電気防食、それ以外の場所においては、塗覆装又はコーティングによること (図 4-5)。



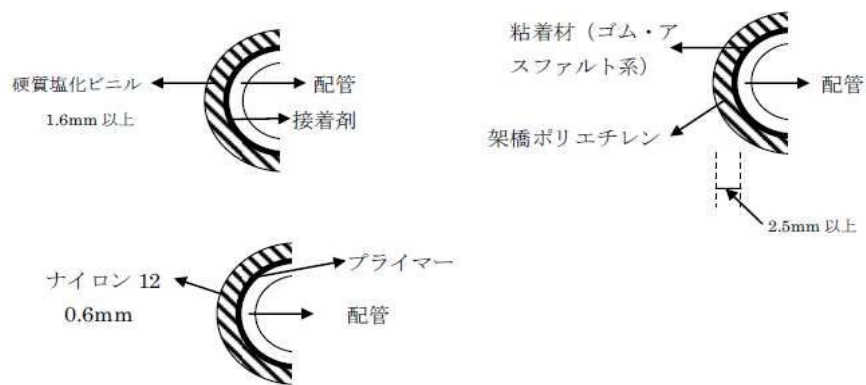


図 4－5 防食措置の例

(3) 電気防食のおそれのある場所とは、直流電気鉄道の軌道又はその変電所からおおむね 1 km の範囲内にある場所及び直流電気設備（電解設備その他これらに類する直流電気設備をいう。）の周囲のうち、次に掲げる場所とする。

ア 埋設配管の対地電位を 10 分間以上測定した場合に、当該測定値（電位変化）が 50 mV 以上となる場所

イ 埋設配管の地表面電位勾配を 10 分間以上測定した場合に、当該測定値（電位変化）の 1 m 当たりの最大幅が 5 mV 以上となる場所

(4) 電氣的腐食のおそれがある場所に設置する配管にあつては、次のいずれかの電気防食を指導する。

ア 流電陽極方式（図 4－6）

異種金属間の電位差を利用して防食電流を得る方式

電流陽極としては、鉄より電位の低い金属（アルミニウム、マグネシウム、亜鉛等）が使用され、防食電流の流出に伴い、陽極が消耗するもので防食年限に応じた大きさの陽極を埋設するものとする。

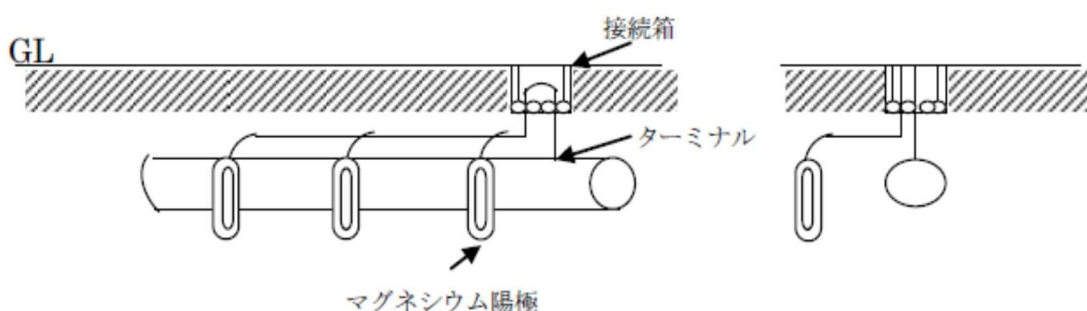


図 4－6 流電陽極方式の例

イ 外部電源方式 (図 4-7)

直流電源を設け、そのプラス極に接続された不溶性電極（高硅素鉄、黒鉛、磁性酸化鉄等）から土壌を通じてマイナス極に接続された防食配管に連続して防食電流を供給する方式

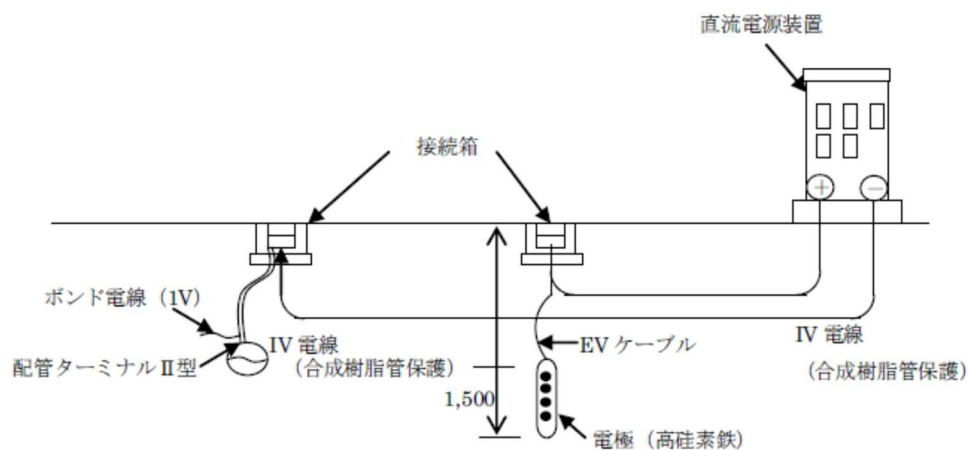


図 4-7 外部電源方式の例

ウ 選択排流方式 (図 4-8)

埋設配管と電鉄帰線等との間に排流を接続して、埋設配管に流れる迷走電流をレールの方へ戻し、逆にレールから配管の方へ流れる電流を遮断する方式のもので次図の例による。

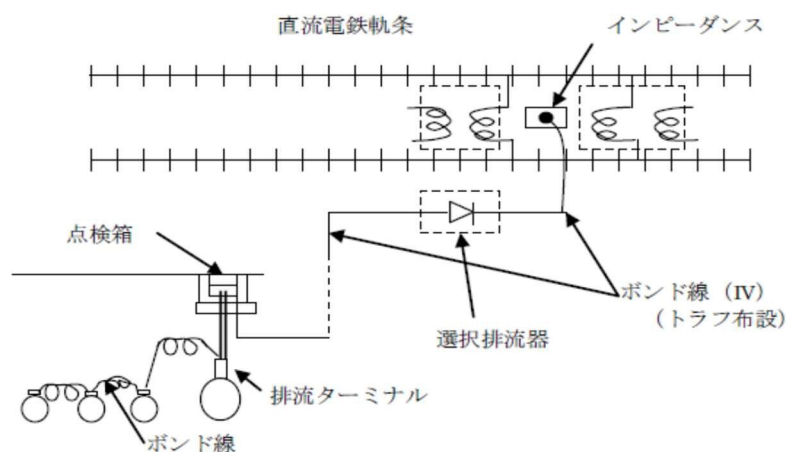


図 4-8 選択排流方式の例

第5 屋外において貯蔵又は取り扱う場合の技術上の基準（条例第49条関係）

第49条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

（1） 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

（2） 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

（3） 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

【運用・解説】

1 条例第49条第2項第1号に規定する「貯蔵し、取り扱う屋外の場所の周囲」、「空地」及び「防火上有効な塀」は、次による。

(1) 「貯蔵し、取り扱う屋外の場所の周囲」とは、当該場所の境界に排水溝、囲い、柵、縁石等を設け明示（地盤面にタイル、びょう、テープ、塗料等で線を引いたものも含まれる。ただし、雨水等により容易に消失するものは不可とする。）することとし、当該明示された場所の周囲をいう。

(2) 「空地」の例は、次による。

ア 事業所敷地内で保有するものとする。ただし、空地について所有権又は借地権が取得されていない場合、契約を締結することにより、法律上空地状態の継続が担保されれば足りる。

イ 危険物を取り扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く）は、同一敷地内において、2以上の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合の相互間は、それぞれが保有すべき空地のうち大きな幅の空地のみを保有すれば足りる。

ウ 容器による貯蔵等は、運用基準第5の1（1）の境界を起点として必要な幅を保有すること。

エ 地盤は平坦（流出防止措置部分は除く。）であり、かつ、軟弱でないこと。

オ 第2類の危険物うち硫黄又は硫黄のみを含有するものを貯蔵し、又は取り扱う場合は、その空地の幅を2分の1まで緩和できる。

カ 設置場所が海、河川に面する等、立地条件が防火上安全な場合は、条例第61条の規定により特例を適用し、空地の幅を減ずることができる。

(3) 「防火上有効な塀」は、次による。

ア 材質は、条例第2条第1項第7号に掲げる不燃材料とする。

イ 塀の高さは、1.5 m以上とし、少量危険物施設の高さが1.5 m以上を超える場合は、当該施設の高さ以上とする。

ウ 塀を設ける範囲は、空地の幅を保有できない部分を遮へいする範囲以上とする（図5-1）。

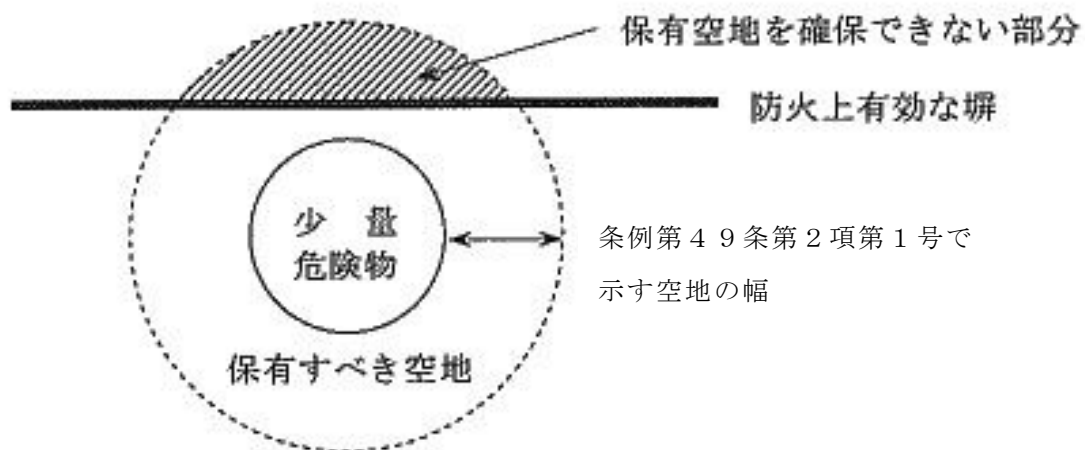
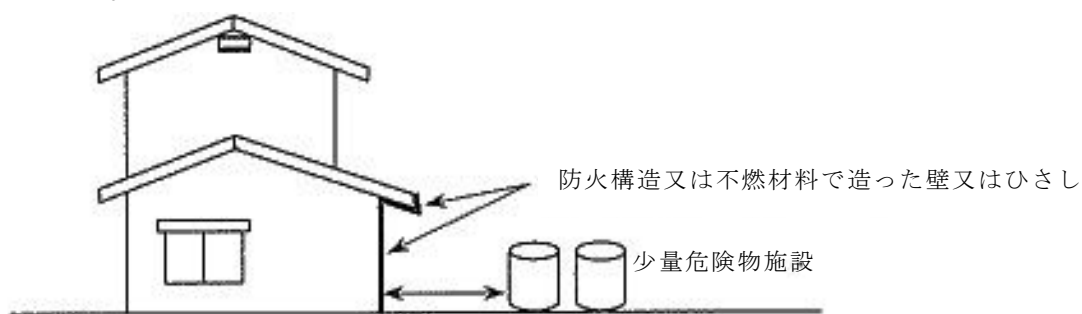


図 5 - 1 塀を設ける場合の遮へい範囲

エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものとする。

(3) ただし書に規定する「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は、次によること。

ア 高さは、地盤面から当該施設が面する階までの高さとする（図 5 - 2）。



空地は、条例第 49 条第 2 項第 1 号で示す幅未満とすることができる

図 5 - 2 壁を設ける場合の高さ

イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする（図 5 - 3）。

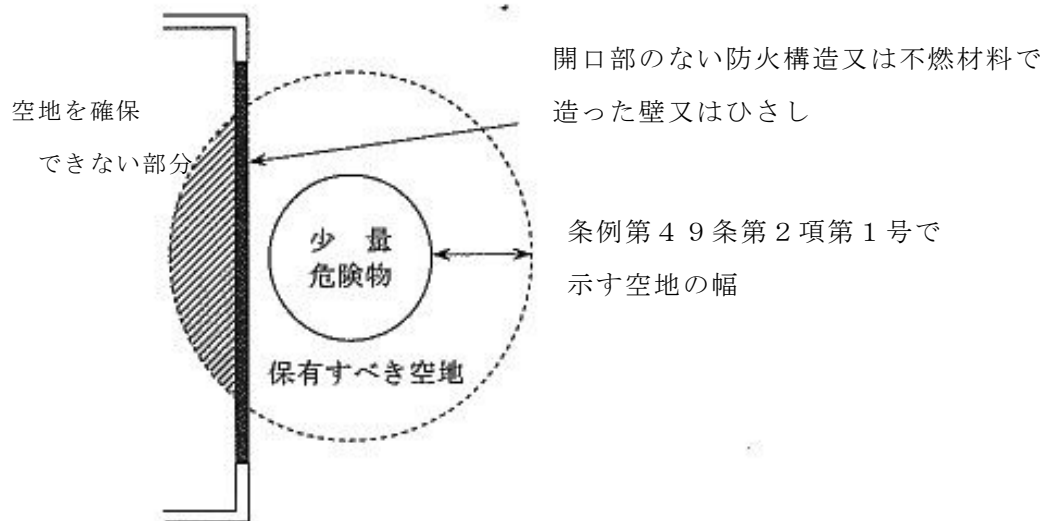


図5-3 壁を設ける場合の遮へい範囲

2 条例第49条第2項第2号に規定する「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」については、次による。

- (1) 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝等を設ける場合
- (2) 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける場合
- (3) パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果が認められる場合

「ためます」の大きさは、縦、横及び深さがそれぞれ30cm以上であること。

なお、ためます及び油分離装置については、次の例がある。

ア ためますと油分離装置が別々の場合（図5-4）

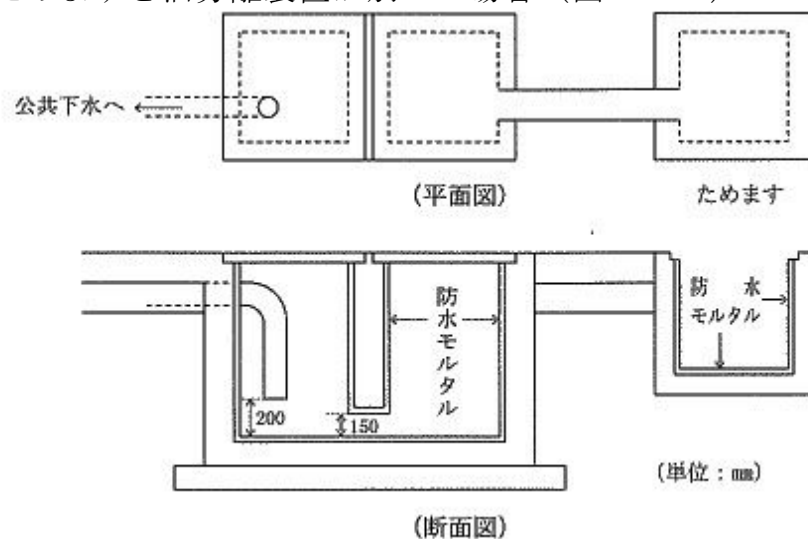


図5-4 ためます及び油分離槽を別々とした例

イ ためますを含めた油分離装置の場合（図 5－5）

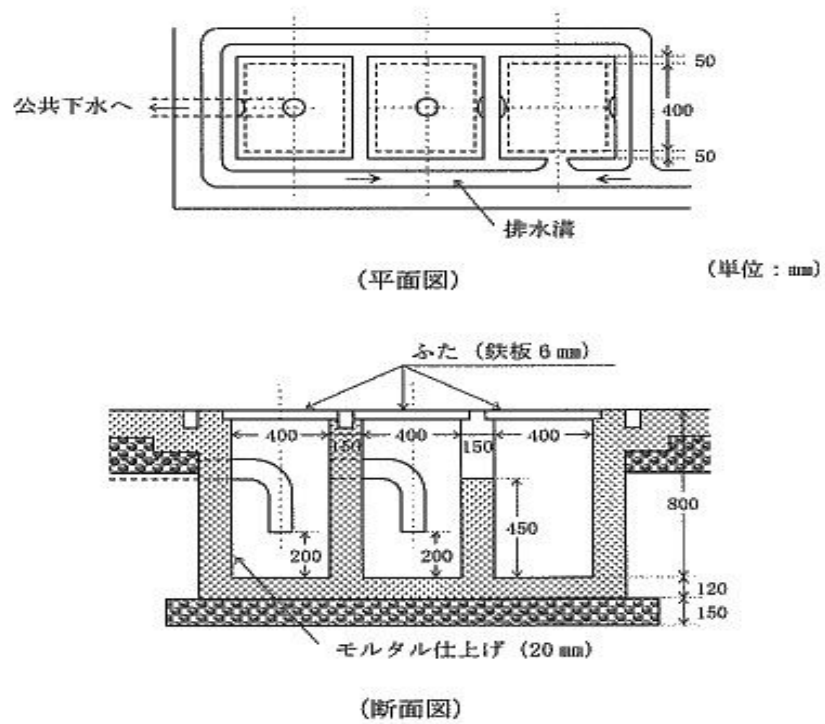


図 5－5 油分離槽の例

第6 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準（条例第50条関係）

第50条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

【運用・解説】

- 1 条例第50条第3号に規定する「危険物が浸透しない構造」には、コンクリート、金属板等で作られたものがある。

「適当な傾斜及びためますを設けること」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものをいう。

原則として、大学、研究所その他これらに類する実験室、研究室等についても危険物の浸透防止、傾斜、ためますを設けることが必要であるが、実験室等から規制範囲外への危険物の流出のおそれがないと認められる場合は、傾斜及びためますの設置を緩和して支障ない。

- 2 条例第50条第4号に規定する架台構造は、次による。

- (1) 「堅固に造る」とは、架台の自重及び貯蔵する危険物の重量に対して十分な強度を有し、かつ、地振動等により座屈及び転倒を生じない構造であることをいう。

なお、大規模な架台で強度等を計算する場合は、運用基準別記1「架台の構造の解説」を参考とすること。

- (2) 架台は地震等により容易に転倒しないよう、堅固な基礎、床面又は壁面

等に固定する。

- (3) 架台には、危険物を収容した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じる（図6-1）。

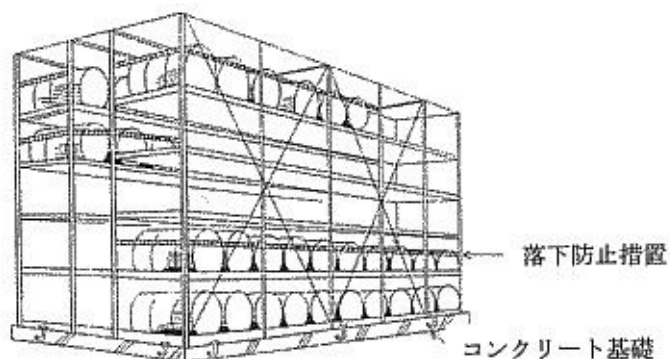


図6-1 危険物を収容した容器を貯蔵する架台の例

- 3 条例第50条第5号の採光、照明の設備は次による。

- (1) 照明設備が設置され、十分な照度を確保していれば、採光を設けないことができる。
- (2) 危険物の取扱いが、出入口又は窓等により十分に採光がとれ、昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。

- 4 同条第5号の換気設備は、次による（図6-2）。

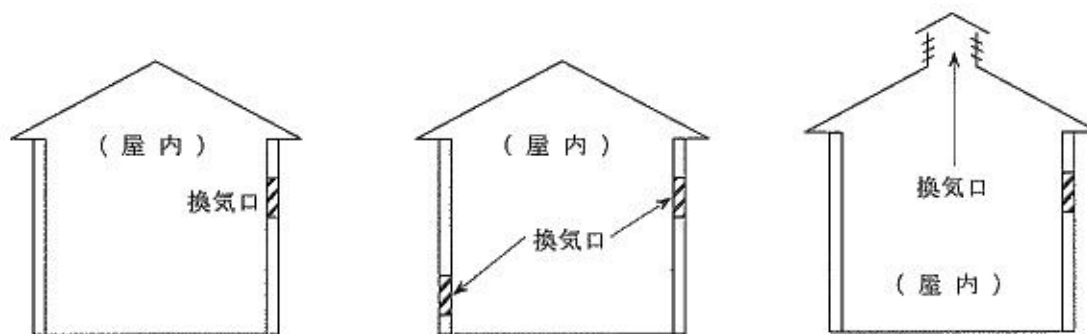


図6-2 自然換気設備の例

なお、換気設備には、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）又は自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）がある。

- (1) 強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併用する必要はない。

(2) 可燃性蒸気排出設備の例により、耐火構造等の壁にある換気口には温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること（図6－3）。

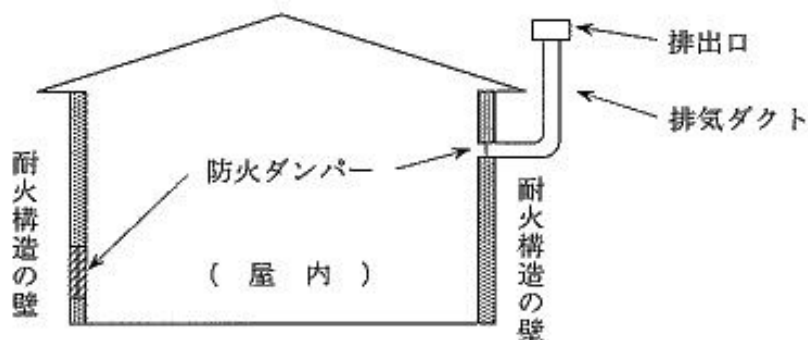


図6－3 防火ダンパーの設置例

5 条例第50条第6号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場所」とは、引火点40℃未満の危険物又は引火点以上の温度状態若しくは噴霧状にある危険物を大気にさらす（サンプリング、投入作業等を含む）状態で貯蔵し、又は取り扱う場合をいう。

排出設備は、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）又は自動強制換気設備（給気口と自動強制排出設備により構成されるもの等）がある。

可燃性蒸気又は可燃性の微粉は、排気ダクトにより高所の屋外へ排出するものとし、排出する場所については、火気使用設備の有無等を十分考慮する必要があること。

なお、排気ダクトの材質は、問わないものであること。

可燃性蒸気排出設備については、次の（1）及び（2）の例により設けること（図6－4、図6－5）。

この場合、耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の部分を区画する不燃材料で造った壁（以下「耐火構造等の壁」という。）を排気ダクトが貫通している場合には、当該貫通部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設ける。ただし、当該ダクトが1.5mm以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上支障がない場合には、防火ダンパーを設けないことができる。

（1）自動強制排出設備の例

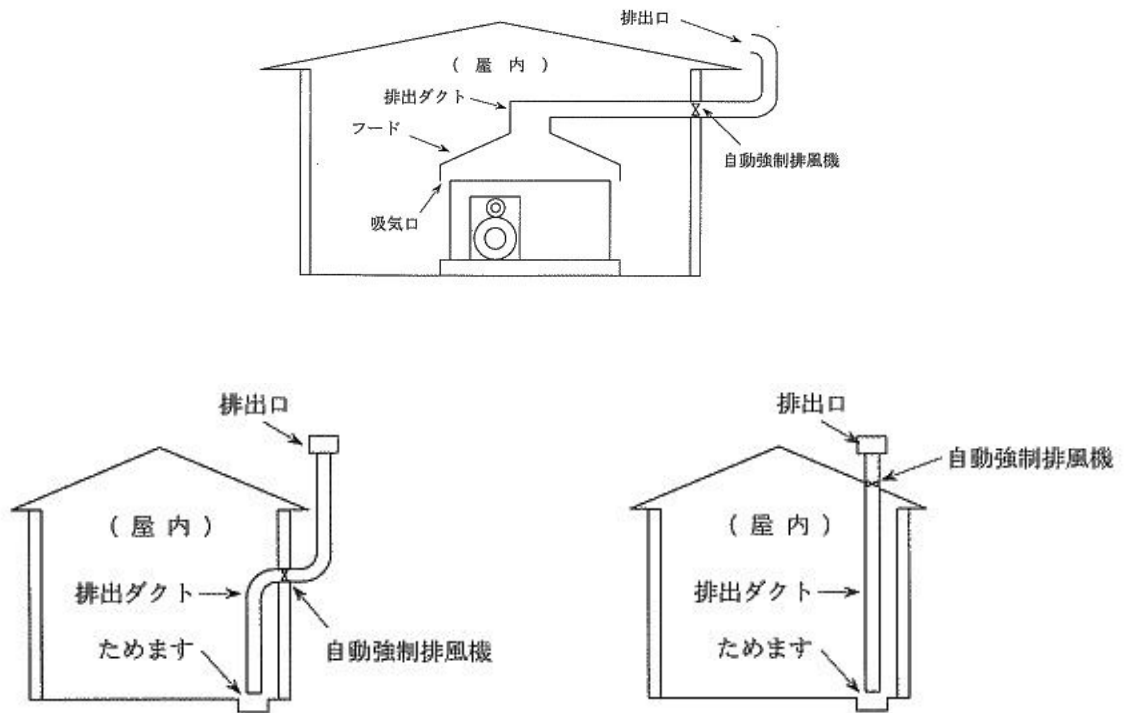


図 6 - 4 自動強制排出設備の例

(2) 強制排出設備の例

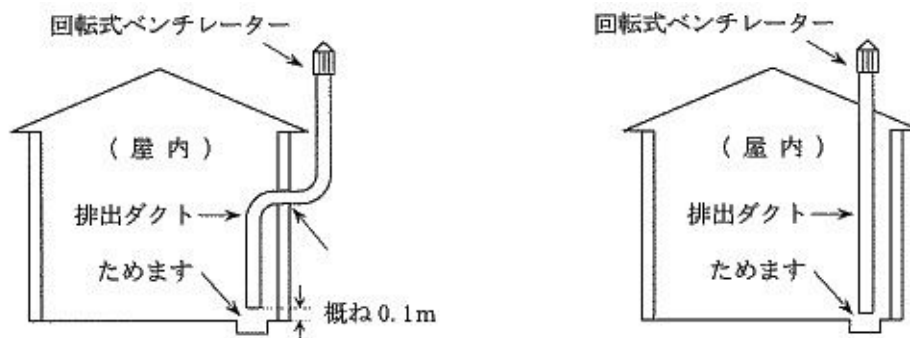


図 6 - 5 強制排出設備の例

6 スチール製の貯蔵庫（ユニット型）

スチール製の貯蔵庫により、容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は、条例第 50 条の基準に適合していること。

なお、スチール製の貯蔵庫としては、次の例がある（図 6 - 6）。

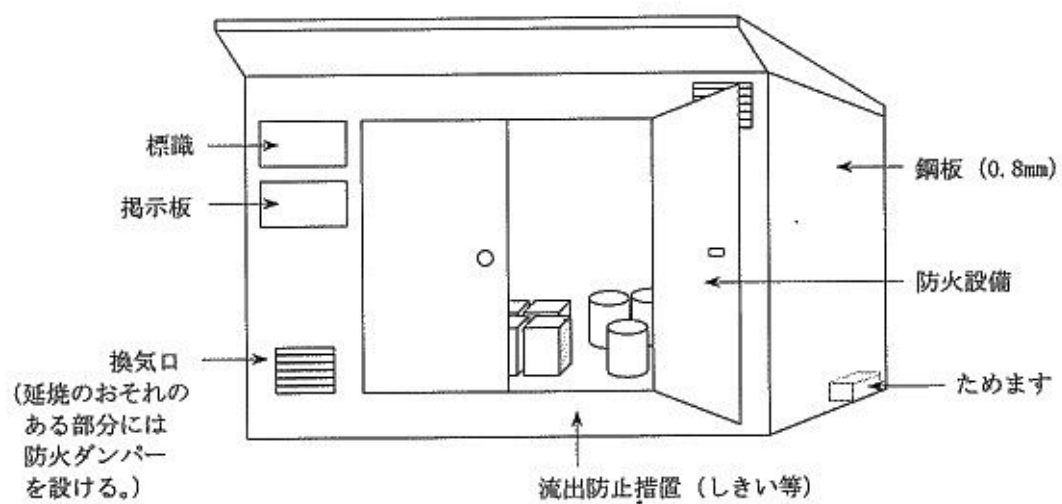


図 6 - 6 スチール製の倉庫の例

第7 タンク（地下タンク及び移動タンクを除く）で貯蔵又は取り扱う場合の技術上の基準（条例第51条関係）

第51条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収容する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- (2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- (3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- (4) 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。
- (5) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

- (6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- (7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- (8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- (9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- (11) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

【運用・解説】

- 1 条例第51条第1項に規定する「タンクの容量」とは、当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積をいう。空間容積は、当該タンクの内容積に100分の5以上100分の10以下の数値を乗じて算出した量である。
- 2 条例第51条第2項第1号に規定する「鋼板」とは、JIS G3101に規定される一般構造用圧延鋼材（SS400）をいう。

「同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次の式により算出された数値以上の厚さを有する金属板をいう（表7-1）。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times t_0$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）
σ：使用する金属材料の引張強度（N/mm²）
t₀：条例に定める鋼板の厚さ（mm）

表7-1 主な金属板の最小板厚の例（mm単位）

材質名	JIS 記号	引張り 強 さ (N/ m ²)	容 量						
			400 以 下	400 を 超 え 1000 以下	1000 を 超 え 2500 以下	1000 を 超 え 2500 以下	1000 を 超 え 2500 以下	1000 を 超 え 2500 以下	1000 を 超 え 2500 以下
一般圧延板	SS-400	400	1.0	1.2	1.6	2.0	2.3	2.6	3.2

ステンレス 鋼 鋁	SAS304	520	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5
	SAS316								
アルミニウ ム合金板	A5052 P-H34	235	1.7	2.1	2.8	3.4	4.0	4.5	5.5
	A5083 P-H32	315	1.3	1.6	2.1	2.6	3.0	3.3	4.1
アルミニウ ム板	A1080 P-H24	85	4.7	5.7	7.6	9.5	10.9	12.3	15.1

タンクの水張又は水圧試験による漏れ、又は変形しないものであることの確認は、危政令及び条例によるタンク検査済証、タンク製造業者や工事施工業者等が水張又は水圧試験を行った書類等により行うこと。

- 3 条例第51条第2項第2号に規定する「容易に転倒又は落下しないよう」とは、コンクリートその他の不燃材（鉄材等の場合は耐火被覆を施す）にタンクの形状によってはボルト等により固定することをいう。

4 タンクの固定について

- (1) 基礎は、鉄筋コンクリートで造られたものとする。ただし、べた基礎（平面形状がはり形基礎、独立基礎でない基礎）の場合は、無筋コンクリート造とすることができる。
- (2) 架台は、不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの加重を十分支えることができ、かつ、地震時の振動に十分耐えることができる構造とする。
- (3) 架台の高さは、地盤面上は床面上から3m以下とする。
- (4) タンクをコンクリート等の基礎又は架台上に固定する場合は、次の例による。

ア タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をアンカーボルト等で固定する（図7-1、図7-2）。

アンカーボルトは、引抜力、せん断を考慮して選定する。

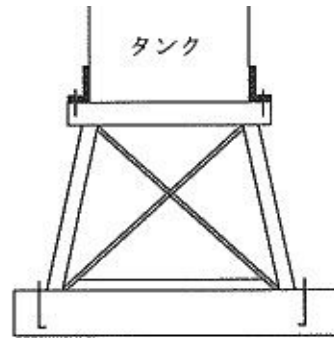
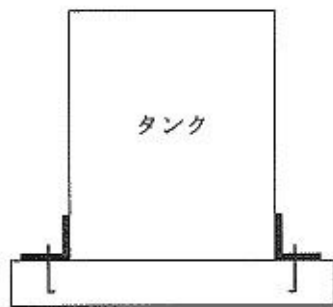


図 7-1 基礎上に固定する例 図 7-2 架台上に固定する例
 イ タンクを直接基礎に固定することなく、締付バンド及びアンカーボルト等により間接的に固定する（図 7-3）。この場合において、バンド及びアンカーボルト等には、さび止め塗装がされていること。

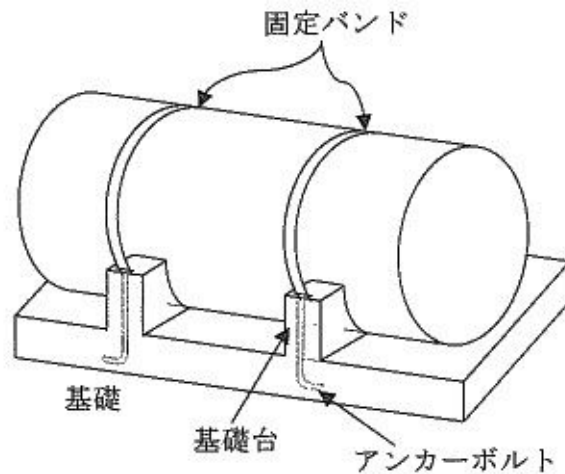


図 7-3 タンクを直接基礎に固定しない例

- 5 条例第 5 1 条第 2 項第 3 号の「さび止めのための措置」とは、さび止め塗装等による塗装がされていることをいう。
- 6 条例第 5 1 条第 2 項第 4 号の「有効な安全装置」とは、次の（１）から（３）までによるほか、タンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、その取り付け位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を噴出させない位置とする。
 - （１）自動的に圧力上昇を停止させる装置
 - （２）減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
 - （３）警報装置で、安全弁を併用したもの
- 7 条例第 5 1 条第 2 項第 4 号の通気管又は通気口は、管の内径が 20 mm 以

上とし、雨水の侵入を防止するため、先端を水平より下に45°以上曲げる等の措置を講じること。

8 条例第51条第2項第5号に規定する「引火を防止するための措置」とは、通気管の先端に40メッシュ程度の銅若しくはステンレスの網を張るか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有する方法をいう。

9 条例第51条第2項第6号に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、フロート式液面計（気密構造のもの）、差圧式液面計、マグネット式液面計、鎧装形（反射式、透視式）液面計（ただし、本体のガラスは強化ガラスを用い、ケージバルブには、緊急遮断用のボールチャッキ弁が内蔵されていること。第4類及び第6類の危険物を貯蔵するものに限る。）などをいう。

10 条例第51条第2項第7号に規定する「注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設ける」については、次による。

（1）火気使用場所と防火上有効に遮へいされた場所

（2）引火点40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口の設置あつては、当該危険物の蒸気の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を設けた位置

なお、注入口を他の屋外タンク貯蔵所等の注入口と併設する場合は、注入口のふたに容易に識別でき、かつ、容易に消えない方法で表示する。

11 条例第51条第2項第7号に規定する「弁」は、次による。

注入口又はタンク直近に設ける弁（バルブ、コック等）は金属製のものであり、かつ、漏れない構造であること。

12 条例第51条第2項第9号に規定する「配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない措置」とは、原則として曲がり配管を用いるのが適当であるが、呼径が40A以上の配管を使用する場合は、可撓管継手を用いるものとする。可撓管継手は、(財)日本消防設備安全センターにおいて認定が行われている。管と長さの比率は次の表のとおりとする（表7-2）。

表 7 - 2

管の呼び径 (A)	長さ (cm)
25未満	30
25以上50未満	50
50以上	80

なお、配管が著しく細く、可撓管継手を設けることができない場合は、当該配管のタンク直近部分を内径 200 mm以上のループ状とする等の措置を講じる（図 7 - 4）。

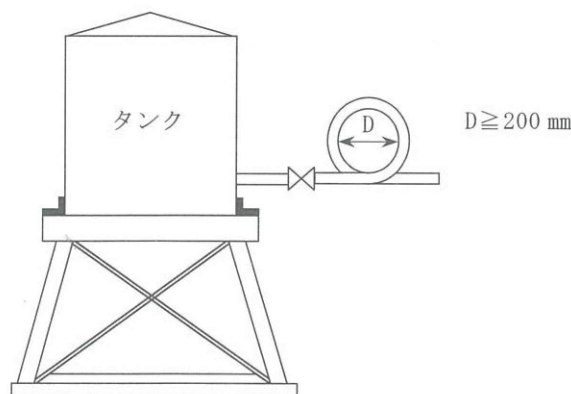


図 7 - 4 可撓管継手を設けることができない場合の例

- 1 3 条例第 5 1 条第 2 項第 1 0 号に基づき屋内にタンクを設ける場合、「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」とは、タンク室の敷居を高くする、又はタンクの周囲に囲いを設ける等の方法をいう。また、囲い等に水抜口を設ける場合は、弁を設けること。

「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」とは、囲い又は排水溝等により危険物が施設外部への流出を防止するものが該当し、その例は、次による。

- (1) コンクリートブロック造の流出どめのほか、金属板又は内側を危険物が浸透しない構造としたコンクリートブロックなどが認められる。
- (2) 流出止めの容量は、当該流出止め内にあるタンク（複数のタンクがある場合は、最大容量タンク）の容量の全量を収容できるものであること。これはタンクの最大容量の 100%の容量をもって足りるものである。

なお、タンクをタンク室内に設置する場合で、流出止めとタンク室入口の敷居等を組み合わせることにより上記の量を収容できる場合につい

でも認められる。

(3) 流出止め内には、当該流出止めに存するタンクに付随する設備（配管を含む。）以外の設備を設置しないこと。

(4) ポンプ設備は、原則として流出止め外に設ける。ただし、流出止めの高さ以上の位置に設ける場合はこの限りではない（図7-5）。

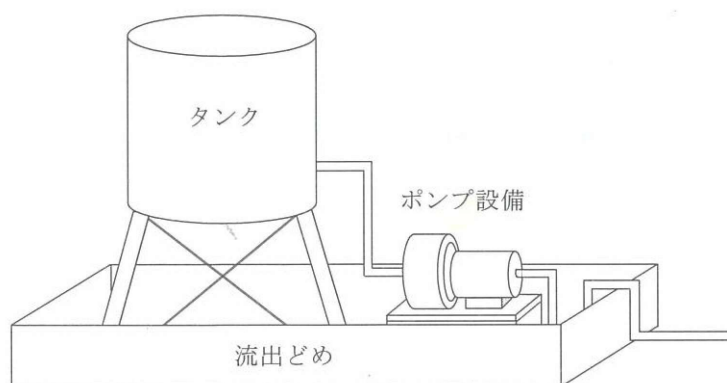


図7-5 ポンプ設備を流出止め内に設ける例

1.4 タンクと壁又は工作物（炉、ボイラー等を除く。）との間に点検等を行う場合の必要な空間（おおむね30cm）を確保するものとする。

1.5 屋内のタンクと炉、ボイラー等の「火を使用する設備」とを併設する場合は前1.4によるほか、タンクと同設備のたき口との水平距離を2m以上とすること、又はタンクとボイラー等のたき口の間に、タンク頂部まで達する高さの防火上有効な遮へいを設けること（条例第2条第2項第1.5項を準用）（図7-6）。

なお、この場合、遮へいとタンク及び同設備との間に点検が容易に行える間隔を保つこと。

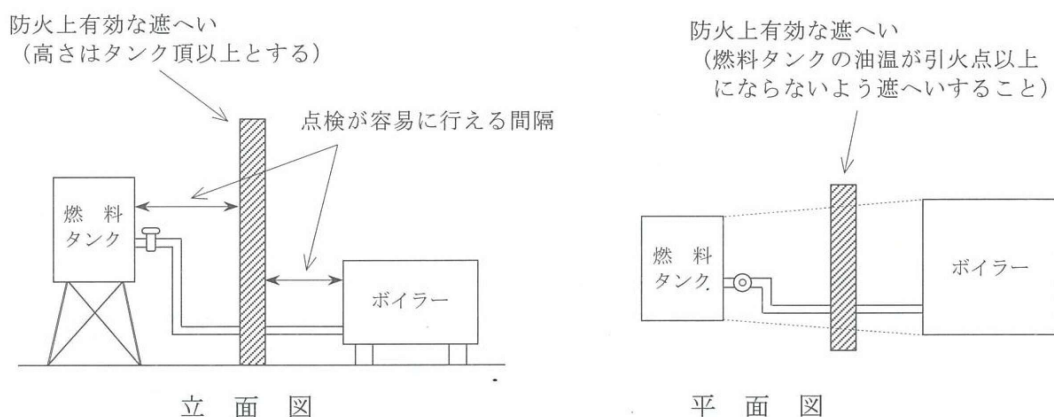


図7-6 防火上有効な遮へいを設ける場合

1 6 通気管の先端を屋内のタンクに設ける場合は、先端の位置が危険の流出を防止するための有効な措置範囲であるか、又はタンク室内であること。

1 7 条例第 5 1 条第 2 項第 1 0 号に基づき屋外にタンク（引火点が摂氏 1 0 0 度未満のものに限る。）を設ける場合にあっては、次の基準による防油堤を設けること。

（1）防油堤は、コンクリート造りとする。

（2）防油堤は、タンクの側板から 0. 5 m 以上離れた位置に設ける こと。

（3）防油堤の高さは、0. 2 m 以上とする。

（4）雨水を排出するため、有効な水抜口を設ける場合は弁を設けること。

1 8 屋外のタンク周囲に設ける囲い又は排水溝等及び防油堤の容量は、1 3（2）の定めるところによる量とする。

囲い又は排水溝等及び防油堤の地盤面は、危険物の浸透を防ぐためのコンクリート等の不燃材料で被覆すること。

1 9 条例第 5 1 条第 2 項第 1 1 号に規定する「底板の外面の腐食を防止するための措置」とは、アスファルトサンド、アスファルトモルタル、モルタル又はコンクリートを敷設し、その厚さは、1 0 0 mm 以上とすること。

第8 地下タンクで貯蔵又は取り扱う場合の技術上の基準（条例第52条関係）

第52条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。
- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。
- (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- (7) タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

【運用・解説】

1 条例第52条第1項第1号に規定する「タンクの容量」は、条例第51条第1項の例によること。

2 地下タンクは、地盤面下に設けられたタンク室に設置すること。

ただし、二重殻タンク、危険物の漏れを防止することができる構造（以下「漏れ防止構造」という。）を有するタンク又はFRPタンクを設置する場合はこの限りでない。

なお、二重殻タンクとは危政令第13条第2項の規定に、漏れ防止構造を有するタンクとは危政令第13条第3項の規定にそれぞれ適合するものをいう。

（1）タンク室による方法（図8-1）

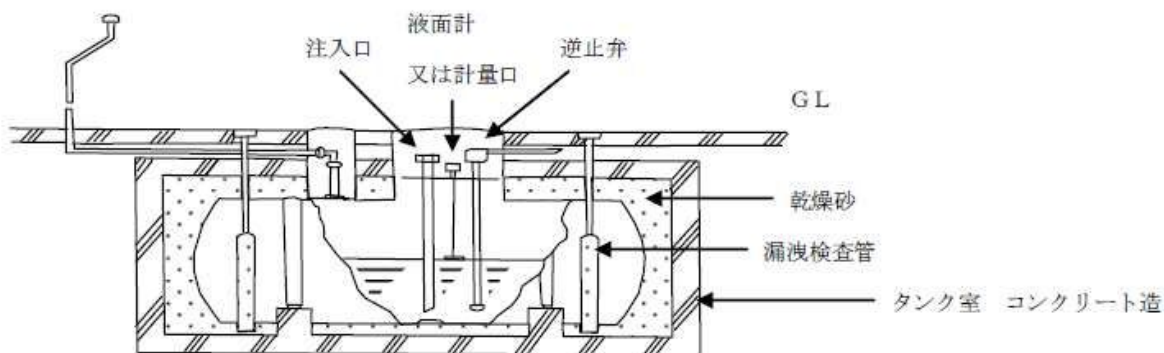


図8-1 タンク室に設置する例

（2）漏れ防止構造による方法（図8-2）

危険物の漏れを防止することができる構造のタンクを設置する場合は、危省令第24条の2の5の例によること。

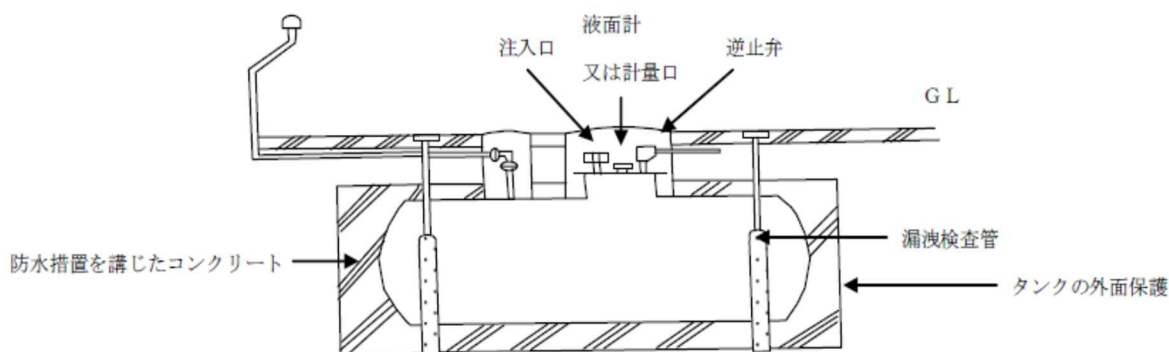


図8-2 漏れ防止構造を有するタンクを設置する例

3 条例第52条第2項第1号のタンク室は、厚さ20cm以上のコンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造のものであること。

「第4類の危険物のタンクでその外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラス

トマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合」とは、危省令第23条の2によることをいう。

- 4 条例第52条第2項第2号に規定する「タンクに直接荷重がかからないように」とは、タンク室を省略するものにあつては、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造のふたで覆い、かつ、当該タンクの基礎から立ち上がる直径20cm以上の鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱によって支える等の方法をいう。

- 5 条例第52条第2項第3号に規定する「堅固な基礎」とは、コンクリート厚さ20cm以上とする。

なお、地下タンクを基礎に固定する場合は、締付バンド又はアンカーボルト等により固定すること。このときの締付バンド及びボルト等には、さびどめの塗装がされていること。

- 6 条例第52条第2項第4号に規定する「鋼板」とは、JIS G3101に規定される一般構造用延鋼材（SS400）をいう。

「これと同等以上の強度を有する金属板」とは、次の式により算出された数値以上の厚さを有する金属板をいう。

なお、「圧力タンク」とは、最大常用圧力が46kPa以上のものをいう。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属材料の引張強度（N/mm²）

- 7 条例第52条第2項第5号に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」は、条例第51条第2項第6号の例によること。

「底板に損傷を防止するための措置」とは、計量口の直下のタンクの底板にあて板を溶接する措置等をいう。

- 8 条例第52条第2項第7号に規定する「液体の危険物の漏れを検知する設備」の例として、タンク内部にセンサー等を設置する場合（危省令第24条の2の2）や液体の危険物の漏れを検知する管（以下「検知管」という。）があること。

検知管は次によること。

- （1）検知管の材質は、金属管又は硬質塩化ビニール管であること。
- （2）検知管の長さは、地盤面からタンクの基礎に達する長さとする。

- (3) 検知管の上部は、水の浸透しない構造とし、密栓又は蓋が設けてあること。
- (4) 検知管に設ける穴は、検知管の下端から地下貯蔵タンクの水平中心線に達するように設けてあること。ただし、当該タンクの設置場所の地下水位が当該タンクの水平中心線を超える場合にあっては、最高水位を越える位置まで穴を設けること。

第9 移動タンクで貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準（条例第53条関係）

第53条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第51条第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。
- (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
- (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。
- (4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第51条第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。
- (2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
- (4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあっては20キロパス

カルを超え 24 キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が 20 キロパスカルを超えるタンクにあっては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

- (5) タンクは、その内部に 4,000 リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
- (6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第 4 号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が 2,000 リットル以上のものにあつては、厚さ 1.6 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
- (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

【運用・解説】

1 条例第 53 条第 1 項第 1 号に規定する「注入ホース」は次によること。

- (1) 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。
- (2) 長さは、必要以上に長いものでないこと。
- (3) 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐えうる強度を有するものであること。
- (4) 結合金具は、危険物の取扱い中に危険物が漏れるおそれのないねじ式

結合金具、突合せ固定式結合金具等であること。

(5) 注入ノズルを設ける場合は、危険物の取扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実であり、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造であること。ただし、手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものは認められない。

(6) 危険物を容器に詰め替える場合は、注入ノズルの部分に満量停止制御装置（オートストップ装置）が設けられているとともに、詰め替えのための容器の据付箇所に危険物の漏れ、拡散を防止するための受皿を設ける等の安全対策を講じるよう指導する。

満量停止制御装置の構造例は、次のアからウによること（図9-1から図9-3まで）。

ア 注入前の状態及び各部の名称（図9-1）

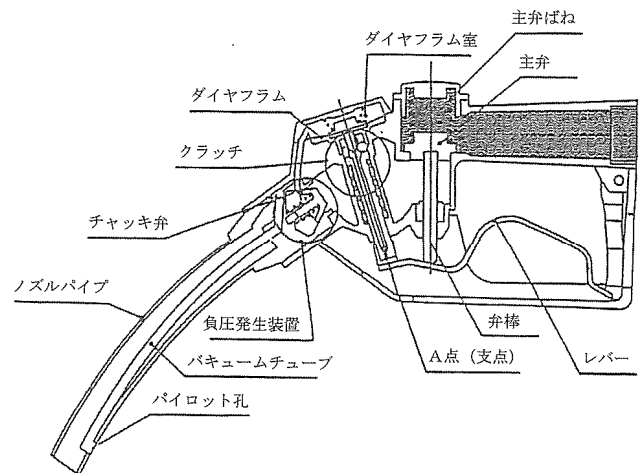
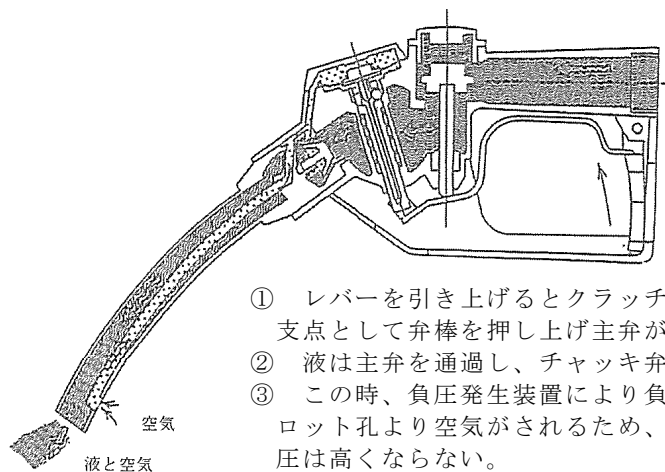


図9-1

イ 注入時の状態（図9-2）



- ① レバーを引き上げるとクラッチがロックされ、A点を支点として弁棒を押し上げ主弁が開く。
- ② 液は主弁を通過し、チャッキ弁を押して流出される。
- ③ この時、負圧発生装置により負圧が発生するが、パイロット孔より空気がされるため、ダイヤフラム室への負圧は高くない。

図9-2

ウ オートストップ機構作動後の状態（図 9－3）

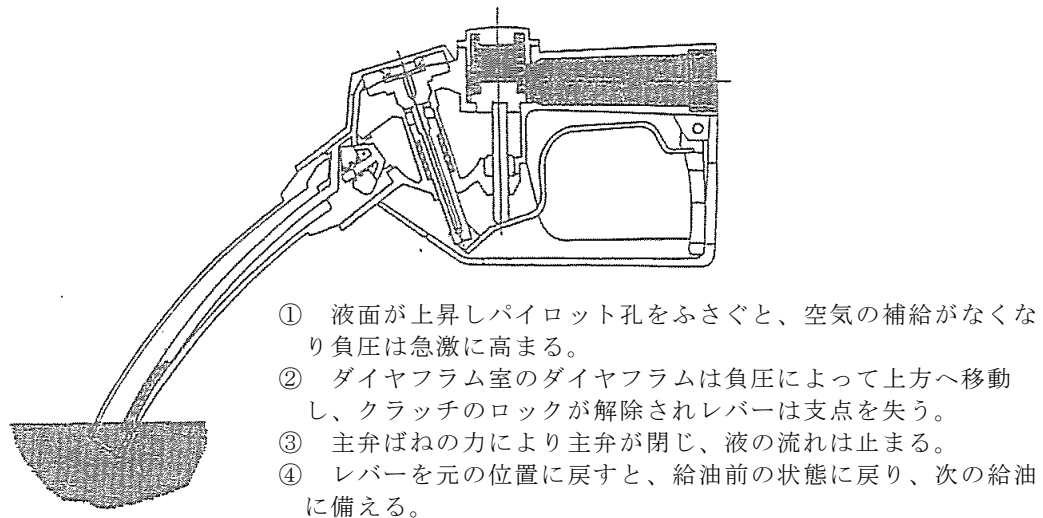


図 9－3

2 条例第 5 3 条第 1 項第 2 号に規定する「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、灯油は毎分 6 0 L、軽油は毎分 1 8 0 L 以下の速度とすること。

3 移動タンクから自動車等への直接給油の禁止

原則として、移動タンクから自動車等の燃料タンクへの直接給油することはできない。ただし、次の場合にはこの限りでない。

なお、注入ホース及び給油速度は、運用基準第 9 の 1 及び 2 による。

(1) 建設現場等の定められた工事範囲内で限定され、一般公道を走行できない土木建設重機等に引火点 4 0 °C 以上の第 4 類の危険物を給油する場合。

(2) 災害現場で活動中の自動車等に引火点 4 0 °C 以上の第 4 類の危険物を給油する場合。

4 条例第 5 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、第 4 類の危険物のうち、特殊引火物、第 1 石油類、第 2 石油類、 10^{-8} S/m （ジーメンズ／メートル）以下の危険物をいう。

5 条例第 5 3 条第 1 項第 4 号に規定する「接地」における接地導線は、次による。

(1) 接地導線は、良導体の導線を用いビニール等の絶縁材料で被覆したもの又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有するこ

と。

(2) 接地電極等と緊結することができるクリップ等が取り付けられること。

6 条例第53条第2項第1号に規定する「火災予防上安全な場所」とは、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所をいう。

7 条例第53条第2項第2号に規定する「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次の式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とするが、最小板厚は2.8mm以上とすること。(表9-1)

なお、同項同号に規定する「圧力タンク」とは、最大常用圧力が46kPa以上のものをいう。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)
 σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)
 A : 使用する金属板の伸び (%)

表9-1 タンクの材質と必要な最小板厚

材質名	JIS記号	引張り強さ (N/mm ²)	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス鋼板	SUS 304	520	40	2.37	2.8
	SUS 316	520	40	2.37	2.8
	SUS 304L	480	40	2.43	2.8
	SUS 316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P-H32	305	12	4.23	4.3
	A5083P-0	275	16	3.97	4.0
	A5083P-H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P-0	175	20	4.29	4.3
アルミニウム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B	490	22	2.95	3.0
高耐候性圧延鋼材	SPA-H	480	22	2.97	3.0

8 条例第53条第2項第3号に規定する「車両シャーシフレーム又はこれ

に相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあっては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう。

「強固に固定」する方法には、Uボルトの他に緊結金具を用いる方法や溶接による方法等がある（図9－4から図9－8まで）。

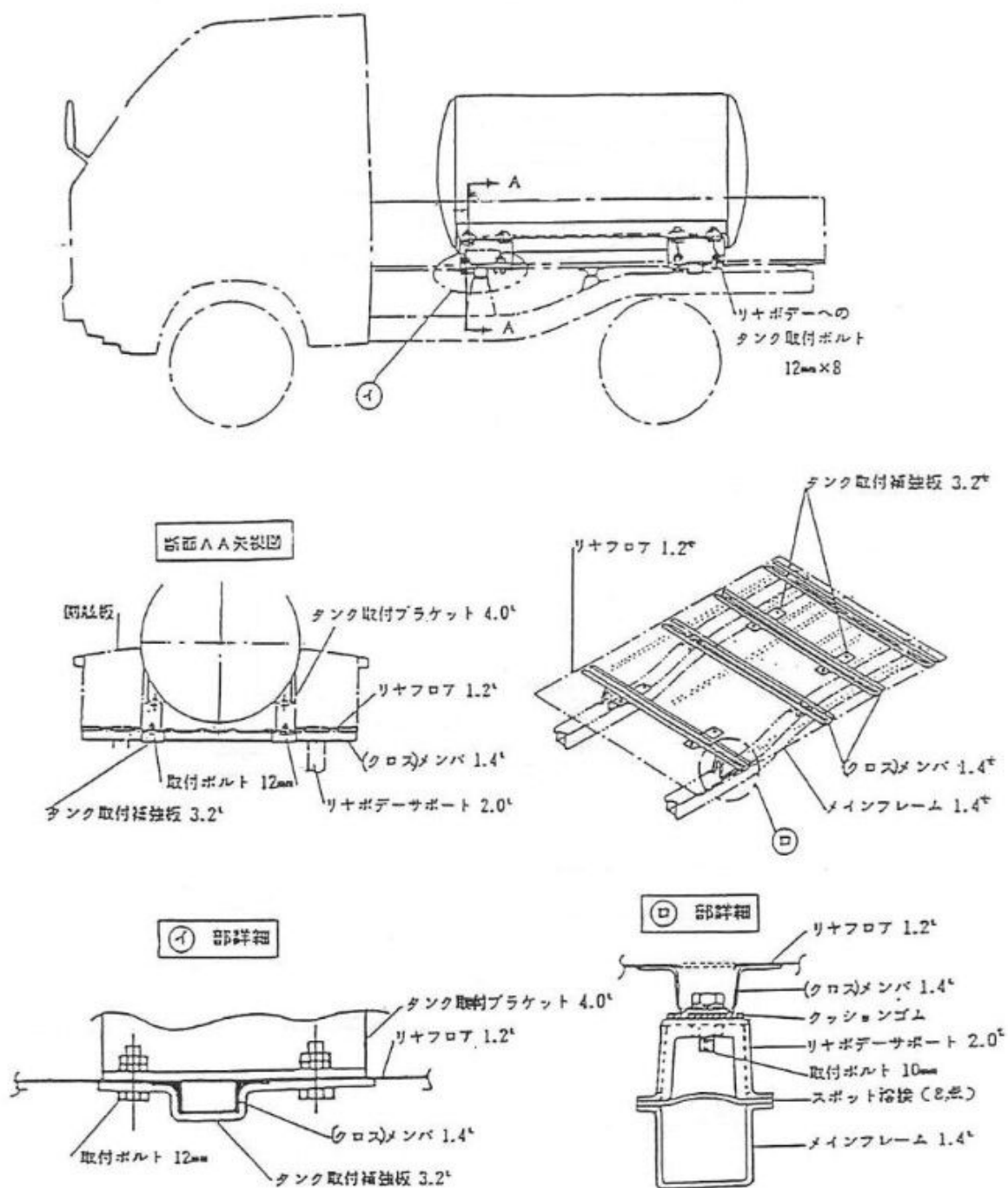
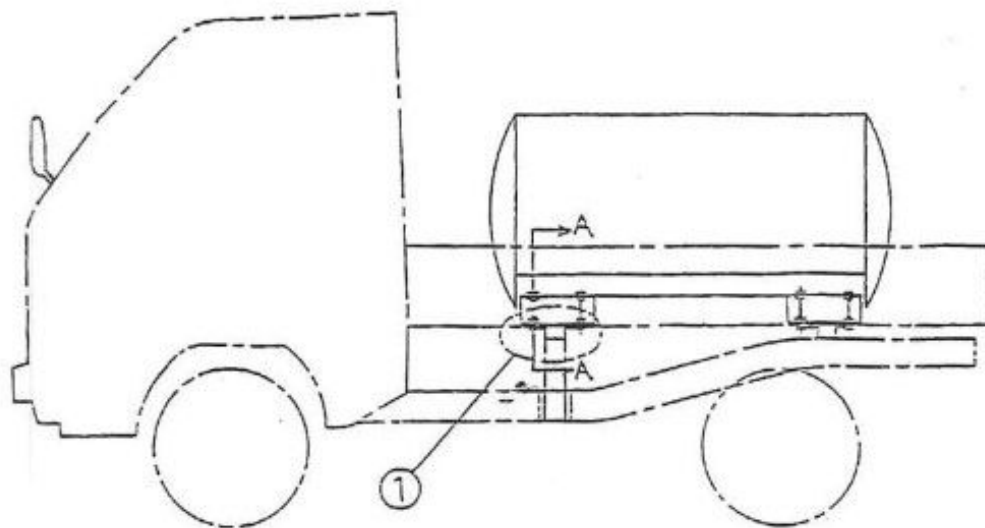


図9－4 移動タンクの固定例



断面AA矢視図

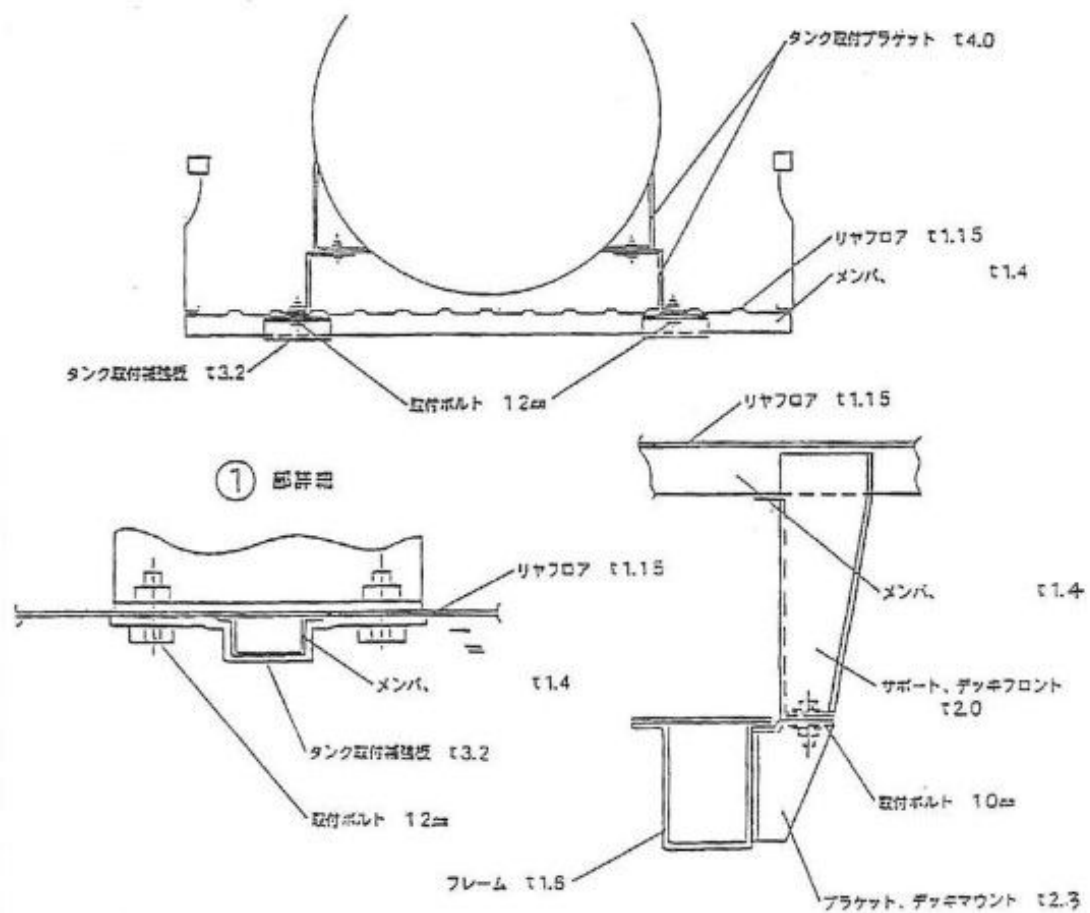


図 9 - 5 移動タンクの固定例

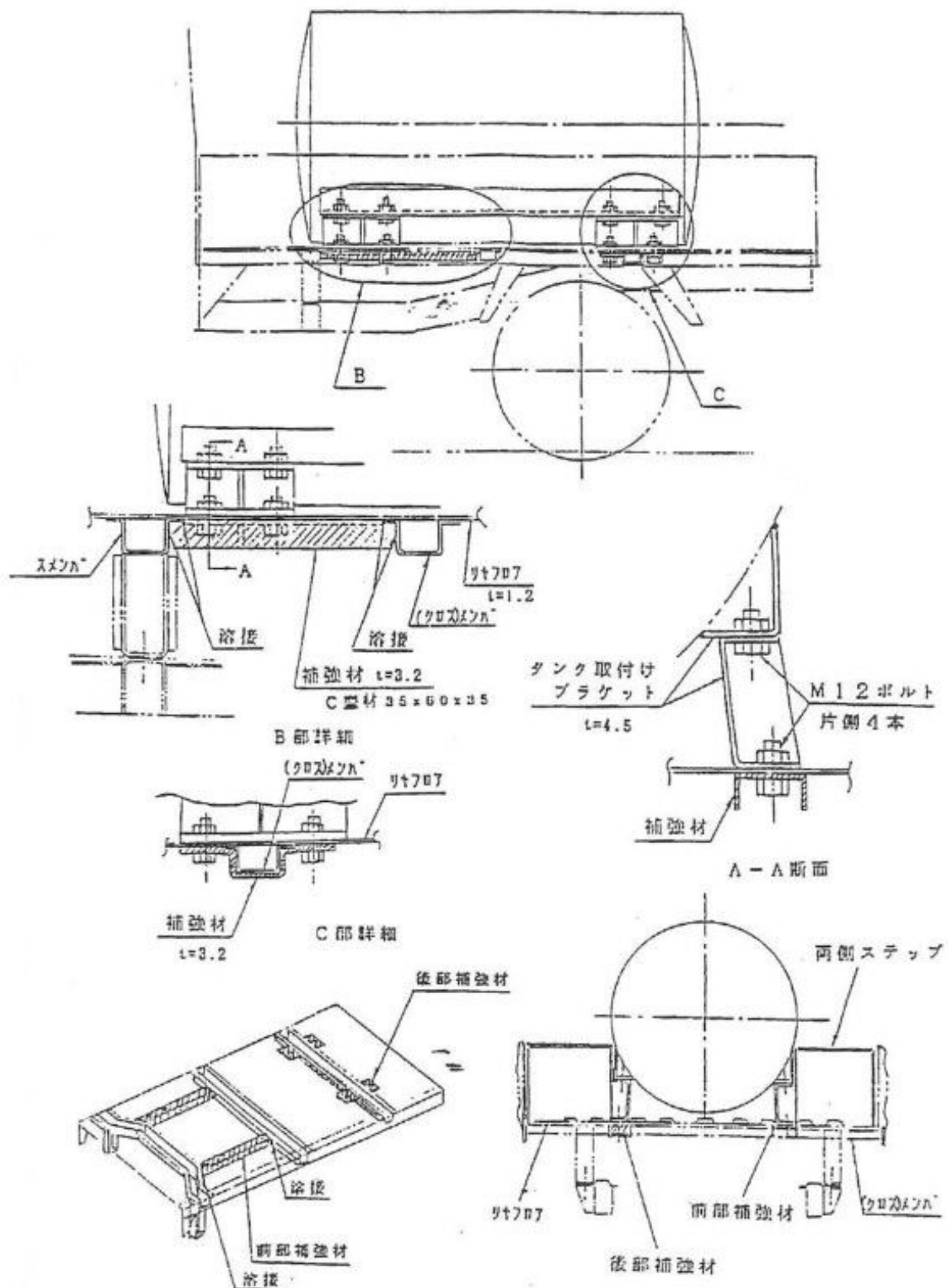


図 9 - 6 移動タンクの固定例

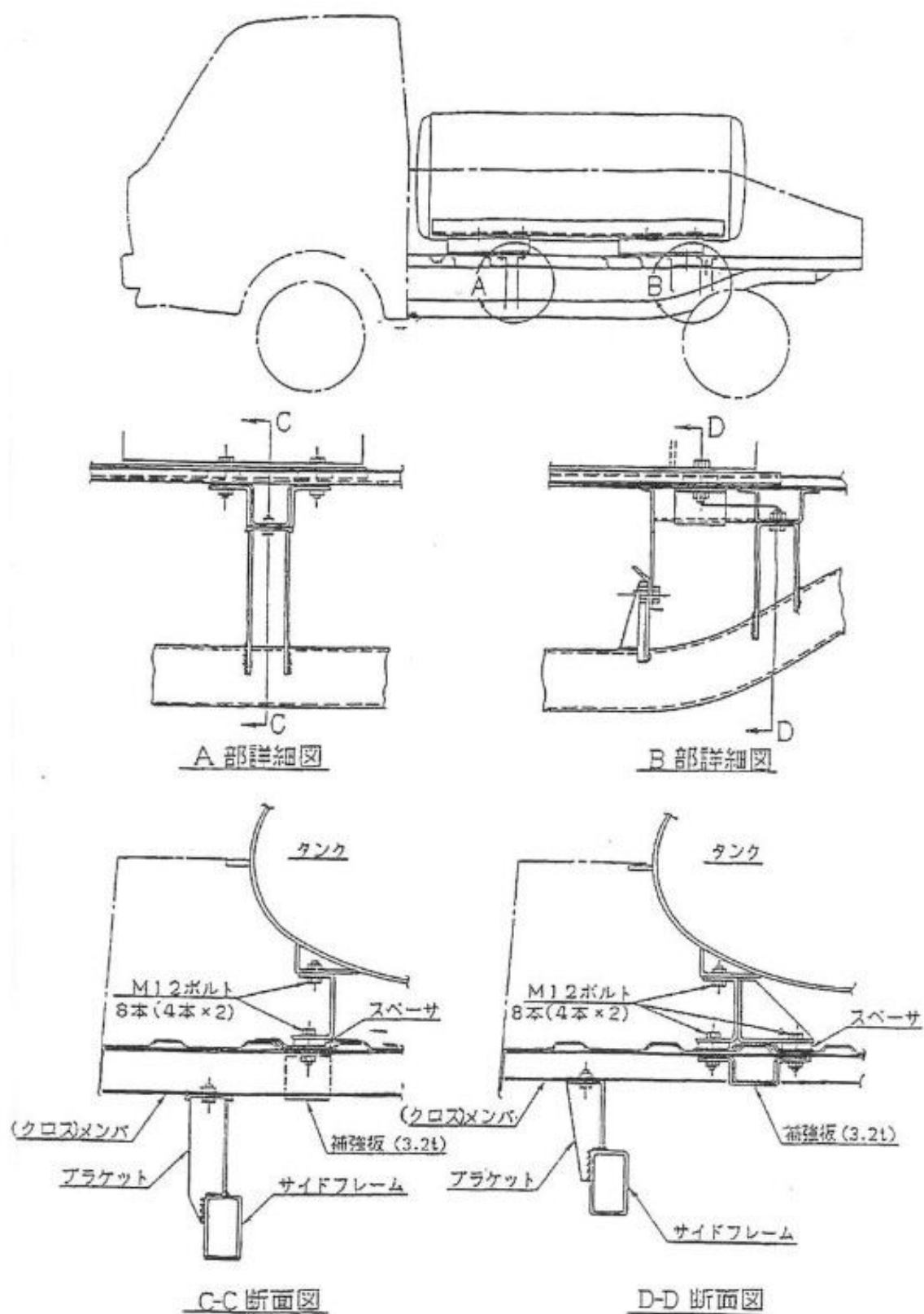
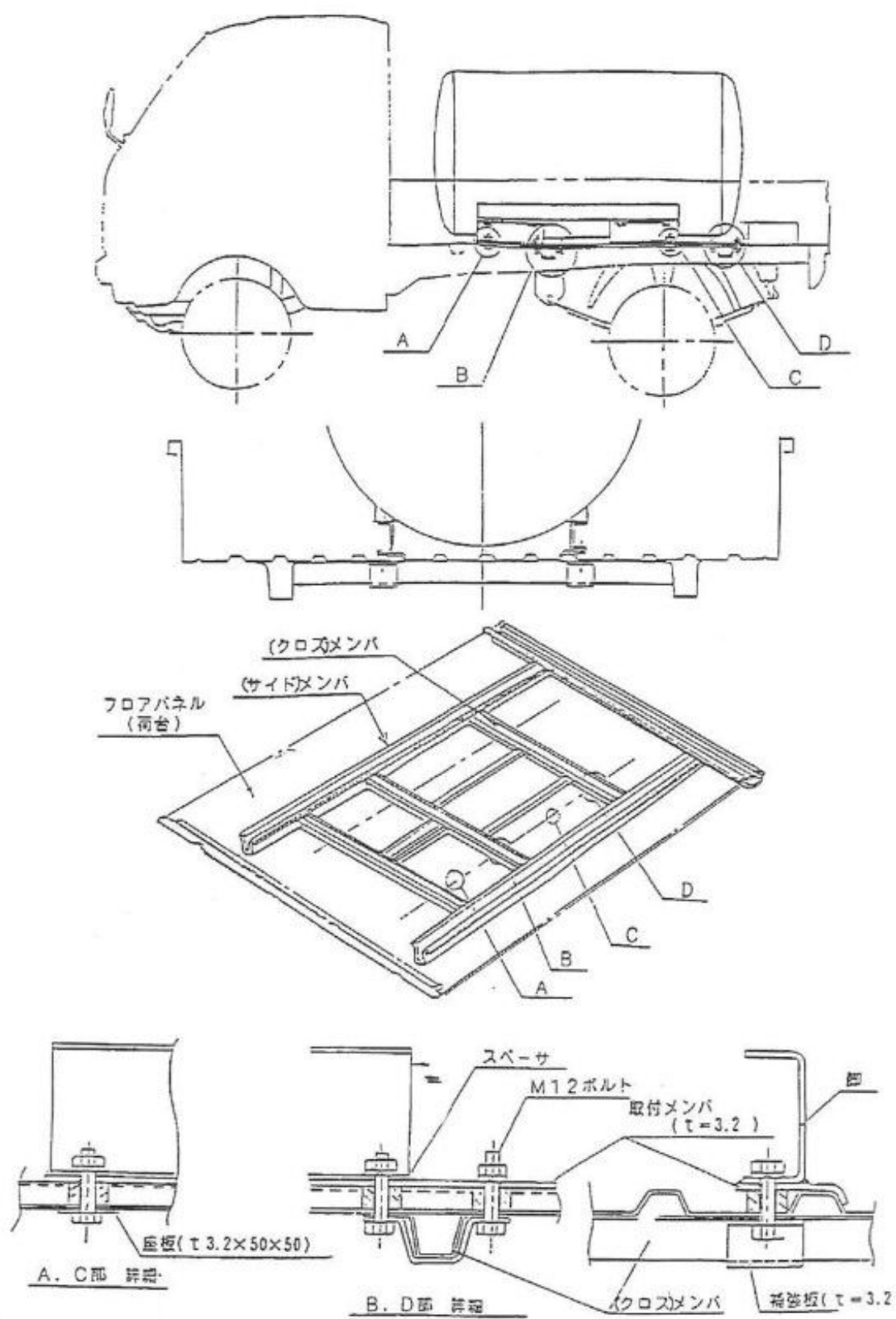


図 9 - 7 移動タンクの固定例



9 条例第53条第2項第5号に規定する「間仕切」は、次の例によること（図9－9）。

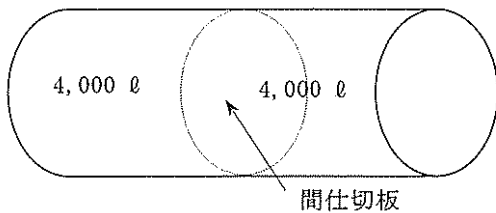


図9－9 間仕切板

10 条例第53条第2項第5号に規定する「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、運用基準第9の6の定めるところの例による。

11 条例第53条第2項第6号の防波板の「鋼板」とは、J I S G 3 1 3 1に規定される熱間圧延軟鋼板のうちS P H Cをいう。

「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次の式により算出された数値以上の厚さを有する金属板をいう（表9－2）。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

T : 使用する金属板の厚さ (mm)
 σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

表9－2 タンクの材質と必要な最小板厚

材質名	JIS記号	引張り強 さ (N/ m ²)	計算値 (mm)	板厚最小 値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.16	1.2
	SUS316	520	1.06	1.2
	SUS304L	480	1.20	1.2
	SUS316L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金 板	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

防波板の設置方法は、危省令第24条の2の9の定めるところの例による（図9－10、図9－11）。

危省令第24条の2の9抜粋

（防波板）

第24条の2の9 令第15条第1項第4号の規定により、防波板は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- （1） 容量が2,000リットル以上のタンク室に設けること。
- （2） タンク室の2箇所に、その移動方向と平行に、高さ又は間仕切りからの距離を異にして設けること。
- （3） 1箇所に設ける防板の面積は、タンク室の移動方向の最大断面積の50パーセント以上とすること。ただし、タンク室の移動方向に直角の断面積の形状が円形又は短径が1メートル以下の円形である場合は、40パーセント以上とすることができる。
- （4） 貯蔵する危険物の動揺により容易に湾曲しないような構造とすること。

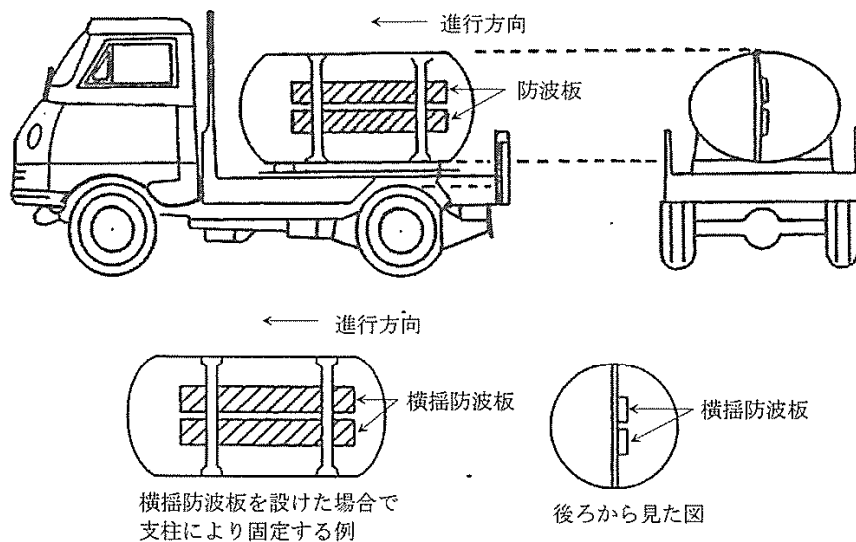


図9－10 防波板を支柱に固定する例

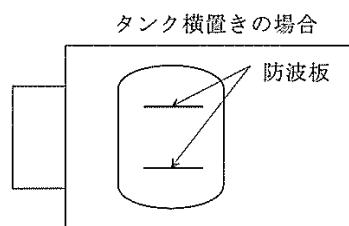


図9－11 横置きタンクに防波板を設ける例

1 2 条例第 5 3 条第 2 項第 7 号に規定する「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、運用基準第 9 の 6 の定めるところの例による。

1 3 条例第 5 3 条第 2 項第 8 号の防護柵の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の附属設備の高さ以上であること。

防護柵は、厚さ 2. 3 mm以上の鋼板（熱間圧延軟鋼板：S P H C）又は次の式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする（表 9－3）。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

T：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

表 9－3 タンクの材質と必要な最小板厚

材質名	JIS記号	引張り強さ（N/m ² ）	計算値（mm）	板厚最小値（mm）
冷間圧延鋼板	SPCC	270	2.30	2.3
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.66	1.7
	SUS316	520	1.66	1.7
	SUS304L	480	1.73	1.8
	SUS316L	480	1.73	1.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	2.47	2.5
	A5083P-H32	315	2.13	2.2
	A5052P-H24	235	2.28	2.3
	A6N01S-T5	245	2.64	2.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	4.10	4.1

防護柵は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状であること（図 9－1 2、図 9－1 3）。

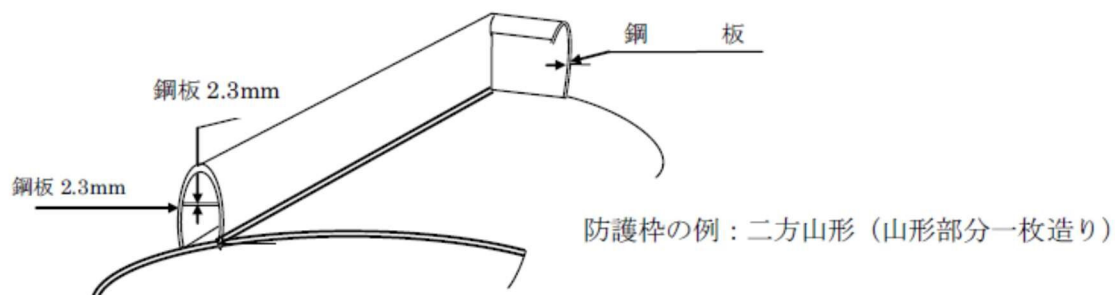


図 9－1 2 防護柵の例

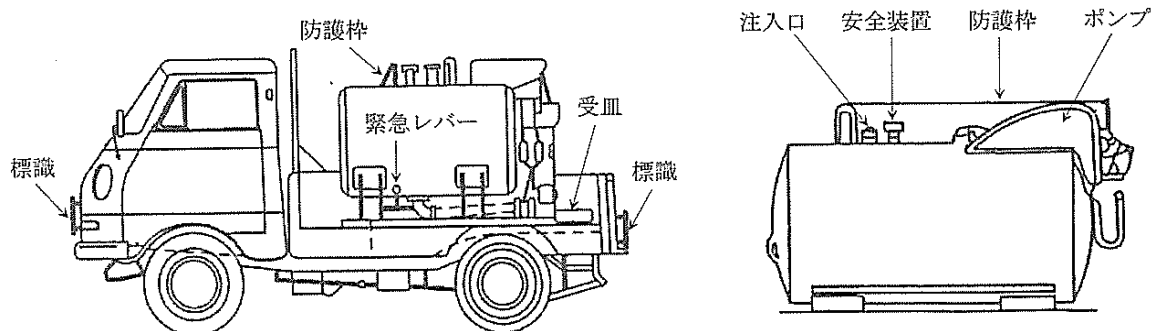


図 9 - 1 3 防護枠を設置する例

- 1 4 条例第 5 3 条第 2 項第 9 号に規定する「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」は、移動タンク貯蔵所とは異なり、必ずしもレバー操作によるものである必要はないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖ができるものでなければならない。また、当該装置である旨の標示及び当該装置の操作方法を見やすい位置に表示しなければならないこと。

「当該弁等の損傷を防止するための措置」とは、移動タンクが自動車等の衝突その他の外部からの衝撃を受けた場合に、底弁が損傷しないようにするためのものをいい、配管による方法と緩衝用継手による方法が考えられる。

- (1) 配管による方法は次によること。

ア 底弁に直接衝撃が加わらないように、底弁と吐出口の間の配管の一部に直角の屈曲部を設けて衝撃力を吸収させるようにすること（図 9 - 1 4）。

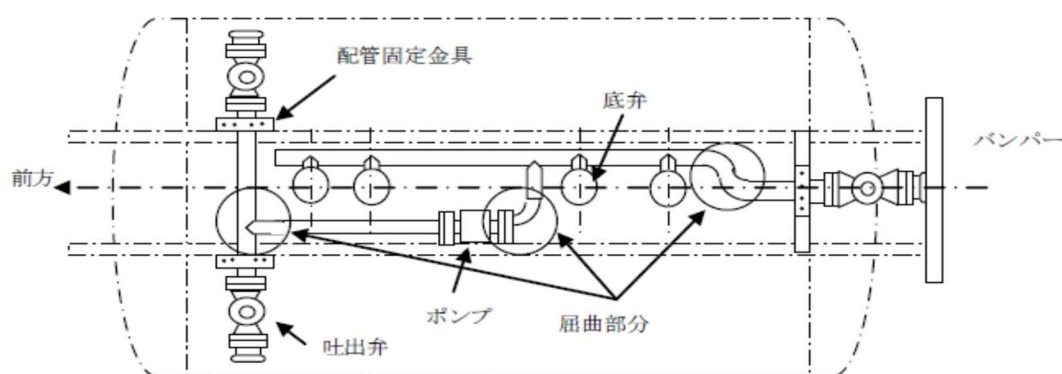
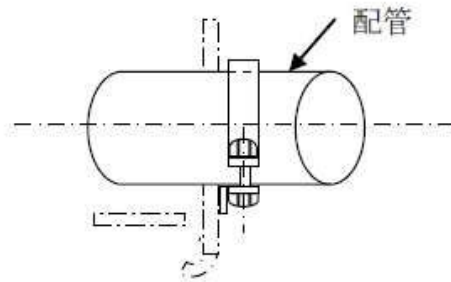
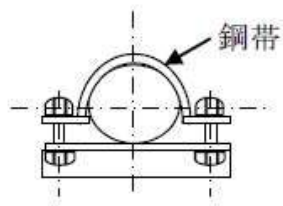


図 9 - 1 4

イ 吐出口付近の配管は、固定金具を用いてサブフレーム等に固定すること（図 9 - 1 5）。

(鋼帯による固定)



(U ボルトによる固定)

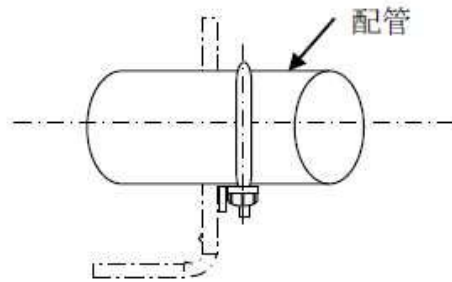
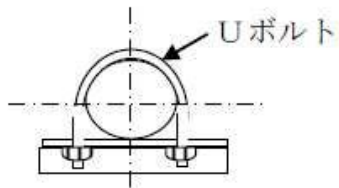


図 9 - 1 5 固定器具を用いた例

(2) 緩衝用継手による手法は次によること。

ア 底弁に直接衝撃が加わらないように底弁と吐出口の間の配管の途中に緩衝用継手を設けること (図 9 - 1 6)。

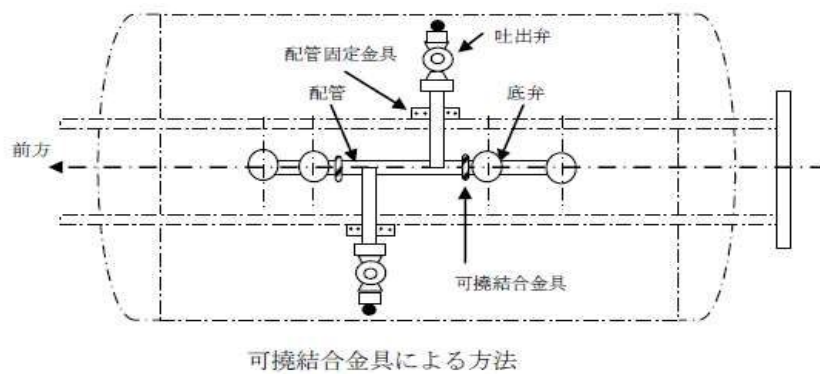
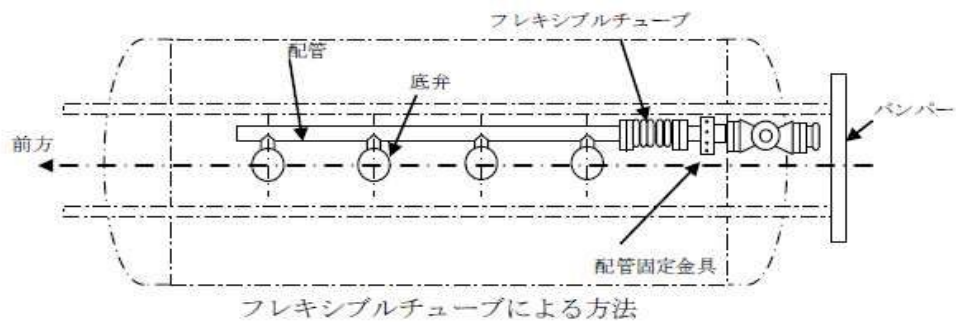


図 9 - 1 6

イ 緩衝用継手は、フレキシブルチューブの場合は金属製のもので、可

壊結合金具の場合は可壊性に富み、かつ、取り扱う危険物によって侵されない材質のゴム等で密閉し、その周囲を金属製の金具で覆われたものであること。また、いずれの場合も配管の円周方向又は軸方向の衝撃に対して効力を有するものであること。

ウ 吐出口付近の配管は、固定金具を用いてサブフレーム等に固定すること。

- 15 条例第53条第2項第11号に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、危険物を常温で貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあつてはタンク内部をいい、引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク及び引火点以上の温度で危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあつては、タンク内部並びに防護枠内及びポンプユニット等の遮へいされた場所をいう。

「引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

第 10 類別ごとに共通する技術上の基準（条例第 54 条関係）

第 54 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含むものにあつては、水との接触を避けること。
- (2) 第 2 類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。
- (3) 自然発火性物品（第 3 類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第 1 条の 5 第 2 項の自然発火性試験において同条第 3 項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第 3 類の危険物のうち同令第 1 条の 5 第 5 項の水との反応性試験において同条第 6 項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。
- (4) 第 4 類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- (5) 第 5 類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
- (6) 第 6 類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

【運用・解説】

- 1 条例第 54 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 類の危険物とは、酸化性固体をいい、その性質は、一般的には不燃性物質であるが、他の物質を酸化す

る酸素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃及び摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃性物質の燃焼を著しく促すことになる。その貯蔵及び取扱いについては、分解を起こす条件を与えないことが重要であり、次の点に注意すること。

- (1) 加熱、衝撃及び摩擦を避ける。
- (2) 分解を促進する薬品類との接触を避ける。
- (3) 周囲に可燃物を置かない。
- (4) 水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過酸化物及びこれらを含むものにあつては、水との接触を避ける。

2 条例第54条第1項第2号に規定する第2類の危険物とは、比較的低温で着火又は引火しやすい可燃性の固体をいい、更に燃焼が速く、有毒なもの、あるいは燃焼の際に有毒ガスを発生するものがある。その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意すること。

- (1) 酸化剤との接触及び混合を避ける。
- (2) 炎、火花又は高温体との接近若しくは、過熱を避ける。
- (3) 鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては、水又は酸との接触を避ける。
- (4) 引火性固体にあつては、みだりに蒸気を発生させてはならない。

3 条例第54条第1項第3号に規定する第3類の危険物とは、自然発火性物質及び禁水性物質の性状を有するものをいうが、その危険性は他の危険物と比較して高いものと評価されていることから、その指定数量も10kgから300kgと比較的少なく定めている。

第3類の危険物には、黄りんのように自然発火性（空気中での発火の危険性）のみを有している物品、あるいは、リチウムのように禁水性（水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性）のみを有している物品もあるが、ほとんどの物品は、自然発火性及び禁水性の両方の危険性を有している。その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意すること。

- (1) 自然発火性物品は、空気と接触させない。
- (2) 自然発火性物品は、炎、火花、高温体、又は過熱を避ける。
- (3) 禁水性物品は、水との接触を避ける。
- (4) 保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないように貯蔵する。

4 条例第54条第1項第4号に規定する第4類の危険物とは、引火性液体をいい、液体の表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源に

より引火し、火災及び爆発に至る。可燃性混合ガスは、液体の温度が当該液体の引火点以上になった場合に形成されるので、引火点が常温以下の第4類の危険物にあつては常に引火危険性が存在することになる。また、第4類危険物は、一般的には不良導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火危険が高い。その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意すること。

- (1) 炎、火花、高温体との接近及び過熱を避ける。
- (2) 石油類については、静電気による火花について留意すること。
- (3) 可燃性蒸気が発生するような取扱いをする場合、可燃性蒸気を排出するか、十分な通風を行うこと。

5 条例第54条第1項第5号で規定する第5類の危険物とは、自己反応性物質をいい、爆発又は激しい加熱分解による多量の発熱の危険性がある。過熱、衝撃、摩擦又は他の物品との接触により発火し、爆発するものが多く、また、空気中に長時間放置すると分解が進み、やがて自然発火するものがある。燃焼は爆発的なものも多く、激しい燃焼状況を呈するため、消火が困難となる場合が多い。その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意すること。

- (1) 炎、火花、高温体との接近を避ける。
- (2) 過熱、衝撃及び摩擦を避ける。
- (3) 分解しやすいものは、特に、室温、湿気及び通風に注意する。

6 条例第54条第1項第6号に規定する第6類の危険物とは、酸化性の液体をいい、自らは不燃性であるが、可燃物と混ぜるとこれを酸化し、着火させることがある。その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意すること。

- (1) 可燃物との接触及び混合を避ける。
- (2) 分解を促進させる薬品類との接近を避ける。
- (3) 加熱等を避ける。

7 条例第54条第1項は、危険物が有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する原則的な基準を規定したものであるが、危険物の貯蔵及び取扱いがこうした原則によることが通常ではない場合にあっては、この基準によらないことができることを同条第2項で規定している。

しかし、この場合は原則に適合しない状況において、危険物の貯蔵及び取扱いを行うのであるから、火災等の災害を防止するための措置を十分に講じなければならない。すなわち、原則規定から外れた貯蔵又は取扱いをする場

合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応及び発熱等の危険因子に対する換気及び冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。

第 1 1 タンク等の維持管理（条例第 5 5 条関係）

第 5 5 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第 4 8 条から第 5 3 条までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

【運用・解説】

「適正に維持管理」とは、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等は、技術上の基準に適合するよう適時適正に維持管理されなければならないこという。

維持管理義務者は、少量危険物貯蔵取扱所の所有者、管理者又は占有者である。

第 1 2 適用除外（条例第 5 6 条関係）

第 5 6 条 第 4 6 条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該各条の規定は、適用しない。

【運用・解説】

動植物油については、一定の条件のもとで貯蔵されているものは、数量の如何にかかわらず危険物から除外され、可燃性液体類としている。

したがって、当該一定の条件により貯蔵されていない、1 万 L 未満の動植物油類については、本来ならば、指定数量未満の危険物として条例第 4 6 条から 5 4 条までの規定の適用があるはずであるが、本条で、貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう、規制の統一を図るためにこれらの規定の適用除外を定めている。

なお、当該動植物油類については、指定可燃物の規制に合わせて条例第 5 8 条に貯蔵及び取扱いの基準を定めている。

第 13 同一場所で複数の危険物を取り扱う場合の基準 (条例第 57 条関係)

第 57 条 品名又は指定数量を異にする 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の 5 分の 1 の数量で除し、その商の和が 1 以上となるときは、当該場所は指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

【運用・解説】

品名を異にする危険物には、同じ類の危険物ばかりではなく、類を異にする危険物を含むものである。

1 種類の危険物の貯蔵又は取扱数量が指定数量の 5 分の 1 未満であっても、貯蔵取扱いに係る危険物の種類ごとの数量をそれぞれの指定可燃物の 5 分の 1 の数量で除し、その商の和が 5 分の 1 以上となる場合は、指定数量の 5 分の 1 以上の危険物を貯蔵取り扱っているものとみなされ、少量危険物の規定が適用される。

第 1 4 基準の特例（条例第 6 1 条関係）

第 6 1 条 この章（第 4 6 条、第 5 4 条及び第 5 7 条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【運用・解説】

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について、予想しない貯蔵又は取扱いの状況、特殊な設備の開発等に対応できるよう特例の措置を講ずることができることとしたものであるが、本規定の特例を適用する前提としては、具体的な環境条件、代替措置等が存在することが必要であり、当該特例措置の適用にあたっては、この点に十分留意し、統一的、客観的な運用に努めること。

第 15 消火設備

1 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

(1) 法第 17 条第 1 項の規定の適用を受ける場合は、その規定に基づいた消火設備を設ける。

(2) 法第 17 条第 1 項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、貯蔵又は取り扱う危険物に適合する第 5 種（消火器、乾燥砂等）の消火設備を設ける。

2 移動タンク

移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、規格省令第 8 条に規定する自動車用の消火器を 1 個以上設ける。

なお、自動車用の消火器とは、一般の消火器の試験内容に加えて規格省令第 30 条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものである。

規格省令第 8 条抜粋

(自動車用消火器)

第 8 条 自動車に設置する消火器（以下「自動車用消火器」という。）は、強化液消火器（霧状の強化液を放出するものに限る。）、機械泡消火器（化学泡消火器以外の泡消火器をいう。以下同じ。）、ハロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器又は粉末消火器でなければならない。

第 16 標識（火災予防規則（平成 19 年規則第 37 号）第 5 条関係）

（指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの標識）

第 5 条 条例第 48 条第 2 項第 1 号の規定により設ける標識及び掲示板は、次に定めるところによらなければならない。

- （1） 標識及び掲示板の大きさは、幅 0.3メートル以上、長さ 0.6メートル以上とする。
- （2） 標識及び掲示板の色は、第 4 号に規定するものを除き、地を白色、文字を黒色とする。
- （3） 標識は、「少量危険物貯蔵取扱所」と表示する。
- （4） 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は、危険物の規制に関する規則（昭和 3 年総理府令第 55 号）第 18 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定を準用する。

2 条例第 58 条第 3 項及び第 59 条第 2 項第 1 号の規定により設ける標識及び掲示板は、次に定めるところによらなければならない。

- （1） 標識及び掲示板の大きさは、幅 0.3メートル以上、長さ 0.6メートル以上とする。
- （2） 標識及び掲示板の色は、第 4 号に規定するものを除き、地を白色、文字を黒色とする。
- （3） 標識は、「指定可燃物貯蔵取扱所」と表示する。
- （4） 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は、条例第 58 条第 3 項に規定するものにあつては、「火気厳禁」、第 59 条第 2 項第 1 号に規定するものにあつては、「火気注意」と表示し、地を赤色、文字は白色とする。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

少量危険物の貯蔵及び取扱いに
関する運用基準

制定 令和 7 年 4 月 1 日

名張市消防本部